

みんなが
誇りを持てるまち
四日市を目指して

四日市市総合計画

2011年度 → 2020年度



みんなが誇りを持てるまち四日市 を目指して



私達の住むまち、働くまち四日市市は、少子高齢化が急速に進む中、財政難や中心市街地の賑わいの喪失、地球環境問題の顕在化など、多くの課題が山積し、今まさに厳しい局面を迎えています。しかし、本市が未来に向けて発展し続けていくためには、社会の変化に的確に対応しつつ、こうした問題を着実に解決していかねばなりません。

そのため、従来型の行政のみの市政運営ではなく、市民の皆さんや事業者、行政が一体となって、最小の経費で最大の市民満足度を生み出す、新たなまちづくりの仕組みが求められています。即ち、都市としての明確なビジョンを共有し、協働で政策や施策を推進していく都市経営の視点が必要です。

このたび策定しました「四日市市総合計画（2011年度～2020年度）」は、こうした考え方に基づき、目指すべき都市像として「みんなが誇りを持てるまち四日市」を掲げ、あらゆる主体が、適切な役割分担と連携のもと、新たなまちづくりを進めていくための指針となるものです。

策定にあたっては、市内全24地区における「政策懇談会」や、市民活動団体・事業所の皆様との懇談会、高校生・大学生を対象とした若者懇談会の開催とともに、パブリックコメントを2回実施するなど、多くの皆様からご意見やご提案を頂戴いたしました。

また、総合計画策定委員会での熱心なご議論や市議会特別委員会における集中的なご審議をいただき、新たな総合計画を策定することができました。ご協力賜りました皆様に、あらためて、厚く御礼申し上げます。

今後は、「安心」「元気・魅力」「絆」のあるまちを目指して、この計画を着実に実現していけるよう、皆様のさらなるご理解とご支援をお願い申し上げます。

平成23年3月

四日市市長 田中 俊行

目次

市長あいさつ

基本構想

001

- 総合計画の枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 003
- 総合計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 004
 - 人口の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 004
 - 経済の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 005
- 目指すべき都市像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 006
- 実現に向けての基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 009
- 基本目標を達成するにあたっての5つの視点・・・・・・・・・・・・ 014

基本計画

017

- 基本目標 1 都市と環境が調和するまち・・・・・・・・・・・・・・ 021
- 基本目標 2 いきいきと働ける集いと交流のあるまち・・・・・・・・ 037
- 基本目標 3 誰もが自由に移動しやすい安全に暮らせるまち・・・・ 051
- 基本目標 4 市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち・・・・ 063
- 基本目標 5 心豊かな“よっかいち人”を育むまち・・・・・・・・・・・・ 077

参考資料

091

- 総合計画策定関連資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 092
- 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100

※本文中に*を付している語句については、巻末に用語解説を設けて、50音順に説明しています。



基本構想

basic concept

■基本構想

総合計画の枠組み

1. 策定の主旨

本市では、1974年（昭和49年）に総合計画を策定以来、数次にわたって改定を行い、1998年（平成10年）に2010年（平成22年）を目標年度とする基本構想を策定し、行政運営の指針としてきました。

近年、本市を取り巻く状況は、人口減少時代への突入、本格的な少子高齢社会の到来、環境問題の顕在化、市民活動の多様化など、大きく変化しています。

そうした中で、今後の市政運営にお

いては、都市経営の視点に立ち、市民や事業者の皆さんと意識を共有しながら、持続可能なまちづくりに向けて、取り組んでいく必要があります。

そこで、今後の社会構造の変化を的確に捉え、新たな時代への対応を確固たるものとし、市民や事業者の皆さんと同じ目標に向かってまちづくりを推進するため、平成23年度からの10年間を対象とする、新たな総合計画を策定します。

2. 総合計画の役割

総合計画は、長期的な展望に立って本市の目指すべき将来像を描いた上で、そのまちづくりの実現に向けて総合的かつ計画的に取り組んでいく基本となるものです。

また、総合計画は四日市という都市のビジョンであり、これに基づいて市

民や事業者も行動していくための指針となるものです。従って、計画を実現していくためには、行政だけではなく、市民、事業者など地域を構成するすべての主体が連携・協働していく必要があります。

3. 総合計画の構成と計画期間

(1) 基本構想

本市の目指すべき都市像や基本目標を示すもので、今後10年間のまちづくりの方向性を明らかにするものです。

計画期間：2011年度（平成23年度）～2020年度（平成32年度）

(2) 基本計画

目指す都市像を実現するため、施

策の方向性を示すものです。

計画期間：2011年度（平成23年度）～2020年度（平成32年度）

(3) 推進計画

基本計画に掲げる施策の方向性に基づき、具体的な実施事業を示すものです。

計画期間：おおむね3カ年の計画とし、毎年度見直しをしていきます。

■基本構想

総合計画の策定にあたって

1 人口の見通し

日本の将来人口は、国の推計^(注)によると、2005年の1億2,777万人から長期にわたって減り続け、2046年には1億人を下回るとされています。とりわけ高齢化が一層進むものとされており、65歳以上の人口に占める割合（高齢化率）は2005年時点では20.2%でしたが、2035年には33.7%となります。一方、15歳～64歳の生産年齢人口は、1995年をピークに、以降減少局面に入っています。

一方、本市の人口は、現在約31万5,000人ですが、今後、全国と同様に、人口減少・少子高齢化の流れが強まるとみられ、それに伴って経済の停滞・縮小なども懸念されます。具体的に、総人口は2015年に約31万7,000人となり、ピークを迎えた後、長期的な減少局面に入るものと推計しております。

また、人口構成の変化も、2005年時点で18.2%であった65歳以上人口の割合は、2035年には29.0%と、総人口の約3割を占めるようになるものと見込まれます。その一方で、生産

活動の主な担い手となる、15歳～64歳の生産年齢人口の割合は、66.7%（2005年）から59.7%（2035年）まで低下すると見込まれています。このほか、本市の将来を担う15歳未満の年少人口の割合も、15.1%（2005年）から11.3%（2035年）まで低下するものと見込まれています。

このように、本市では今後、人口面で大きな変化が生じるなかで、都市としての活力を維持・向上させていくためには、日本のほぼ中央に位置し、近畿・北陸・東海へ開かれているという地理的な優位性を存分に生かし、ビジネスや観光などを通じて他の地域や海外からこれまで以上の人を呼び込み、交流人口の増加等によってまちのにぎわいをつくり出していくことが必要です。

さらに、産業再生や産業立地を通じて雇用を維持・創出し、住みやすいまちづくりに向けた取り組みと一体となって、定住人口の増加を目指すことも必要です。

^(注) 国立社会保障・人口問題研究所の出生中位推計（2006年）



2 経済の見通し

世界経済の動向は、2008年の世界同時不況から先進国が緩やかに回復を続ける中、アジアを中心とする新興国が著しい経済発展を遂げつつあり、全体として金融危機以前の成長率に向けて徐々に回復していくであろうと予測されています。こうした中で、日本経済も緩やかながらも、徐々に安定した成長軌道に回復するとの見通しがなされています。しかし、今後10年間の経済成長率は平均して1%台にとどまると見込まれ、海外への輸出と国内の需要創出の双方を合わせた経済成長が必要であるとの指摘がなされています。

本市は、お茶や近郊野菜などに代表される第1次産業、製造業を中心とした第2次産業、大型小売店や運輸・物流などの第3次産業と、多様な産業が集積している特徴ある地域です。なかでもその中心は、石油化学や輸送用機械、電子部品・デバイスなどの製造業であり、まさに、本市は日本のものづくり産業を支える中部圏の中で極めて重要な役割を担っていると言えます。

本市臨海部の工業地帯には、わが国でも有数の規模を誇る石油化学産業

が集積しているうえ、四日市コンビナートからおよそ1時間圏内には、自動車関連や液晶・半導体関連など、国際競争力の高いグローバル企業が多数立地しています。このように、川上の素材・部材産業と川下の加工組立産業が地理的に隣接したロケーションにあることによって、当地域はイノベーション*や生産性の向上が促進されやすい恵まれた環境にあると言えます。

こうしたなか、最近では、既存の企業が研究開発機能を当地域に集積させるケースや、新規立地に際して研究開発機能を併設するケースなどが増加しています。また、公共施設や商業施設が集積していることから、来街者を呼び込む施策を積極的に展開することで、活気あふれるまちづくりを進める必要があります。

今後、中核的な労働力であり、消費、並びに納税の中心である生産年齢人口の減少が予想されていることから、産業構造をより一層付加価値の高いものに進化させ、就労の場としての魅力をより一層増進することで、本市における経済成長の可能性を高めていくことも重要です。

■基本構想

目指すべき都市像

みんなが誇りを持てるまち四日市



実現に向けての基本目標

- 1 都市と環境が調和するまち
- 2 いきいきと働ける集いと交流のあるまち
- 3 誰もが自由に移動しやすい安全に暮らせるまち
- 4 市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち
- 5 心豊かな“よっかいち人”を育むまち

基本目標を達成するにあたっての5つの視点

- 1 共に生きる社会の実現
- 2 地域主権の確立
- 3 高度情報化社会への対応
- 4 都市経営の視点
- 5 行財政改革と健全な行財政運営

目指すべき都市像



四日市の木／クスノキ



四日市の花／サルビア



四日市の鳥／ユリカモメ

みんなが誇りを持てるまち 四日市

安心、元気・魅力、絆のあるまちを 目指して

本市は、古くから宿場町や市(いち)のまちとして、また、近年においては、全国有数の工業都市として発展してきました。一方、経済発展の過程で、公害が発生し、その克服に向けて市民・事業者・行政が一体となって環境改善に取り組んできました。本市がたどってきた歴史や、先人が残した都市基盤や文化遺産などの既存ストック*を有効に活用していくとともに、新たな社会経済情勢に柔軟に対応できるまちを目指します。

まずは、本格的な人口減少・少子高齢社会の到来に向けて、あらゆる世代が住みなれた地域で安心して暮らせ

る仕組みを構築することが求められています。

そこで、充実した医療・福祉環境のもとで、高齢者や障害者、子どもなど、誰もが安心して生活し、生涯を通じて自分らしさを保ちながら暮らせるとともに、子育て世代が未来を担う子どもたちを安心して産み育てられるまちを目指します。また、環境改善の取り組みの中で培ってきた知恵を生かし、誰もが快適な環境の中で生活できるまちを目指します。さらに自然災害に対する十分な備えもあり、防犯体制などが充実した、誰もが安心を実感できるまちづくりを進めます。



次に、経済が低成長の時代においても、まちのにぎわいを創出し、生活の質を向上していけるような、都市の元気と魅力を生み出すことが求められています。

厳しい都市間競争がさらに加速する中で、日本のものづくり産業を支える中部圏の西の枢要な自立都市にふさわしい産業再生、産業立地を促進するとともに、それを支える都市基盤を整備し、生活の豊かさが実感でき、活力あふれた経済活動が展開できるまちを目指します。また、鈴鹿の山並みや豊かな水の恵みなどの美しい自然環境、港まちとしての歴史や多彩な地場産品、文化財など、四日市の持つ地域資源を最大限に生かし、広く市内外に情報発信するとともに、環境改善に向けた取り組みやその過程で培った知識や技術などを広くアピールすることで、都市イメージの向上を図ります。また、問題解決能力や豊かな人間性を育むことができる特色ある教育を推進するとともに、文化やスポーツに気軽に親しむことで生活の質を向上させ、元気と魅力にあふれるまちづくりを目指します。

さらに、少子高齢化の進展や生活様式の多様化に伴い、互いに支えあって

生活する社会風土や地域社会の一体感が希薄化している中で、まちづくりを支える多様な人材がそれぞれの能力を発揮し、互いに連携し合うことで、人とのつながりや温かさを感じることでできる絆づくりが重要です。

そのため、これまで地域社会を支えてきた地域コミュニティをより一層強固なものにするとともに、福祉や環境、防犯など、さまざまな分野における市民活動を支援できるような環境整備をし、市民協働のまちづくりを進めます。また、さまざまな施策を展開する上で、新しい公共*を中心に据えていくことで、自助*・共助*の機能が充実したまちを目指します。そして、個人がお互いに信頼を深め、ともに支えあうことができるよう連携することにより、人と人の絆を実感できるまちを目指します。

以上のようなまちづくりを進めることにより、市民や事業者など、本市に関わりを有するあらゆる主体が「住んで良かった」「住み続けたい」と実感でき、市外からも「訪れたい」「住みたい」と思ってもらえる、「みんなが誇りを持てるまち四日市」を実現していきます。

■基本構想

実現に向けての基本目標

都市像を実現するための具体的な施策を進めていく上では、まちづくりを5つの分野に分け、それぞれの観点から目指すべき方向を描き、基本目標として位置づけることとします。また、これら5つの分野は相互に連携しており、一体的に展開することにより、「みんなが誇りを持てるまち四日市」を実現していきます。



1

都市と環境が調和するまち

土地利用・環境

本市は、高度成長期の臨海部への石油化学コンビナート企業立地を背景に経済的発展を遂げてきましたが、その過程では公害という深刻な被害が発生したため、郊外の丘陵部で大規模な住宅団地の開発を行ってきました。この結果として、人口規模に対して大きな市街地が形成されました。

今後は、人口減少時代の到来・少子高齢化の進展などの日本社会の変容や地球規模の環境問題などにも資するよう、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市基盤が整っている臨海部の既成市街地においては、新たな都市活動の拠点としての活用を図るとともに、住宅団地の有効なストックを活用して、再度、市街地から郊外の住宅団地に至る地域に定住人口の増加を図り、市民が世代や地域を越えて交流し、快適に暮らせる魅力的な住・商複合市街地の形成を目指します。

そのためには、中心市街地や駅前市街地等を含む既成市街地において居住環境の向上に取り組むとと

もに、郊外の団地においては、住み替え促進による世代の混住を誘導します。

また、農地や森林の保全に取り組むとともに、既存の農村集落についても地域コミュニティが維持され、快適な生活が営めるよう生活環境の維持、向上を目指します。

既存産業用地については、新たな設備投資に対する支援策や操業環境*の整備などにより、土地の有効活用が図られ、産業活動が活発に行われる持続可能な生産拠点の形成を目指します。

さらに、四日市公害の環境改善に取り組んできた経験を生かし、今後とも大気や水質などの生活環境の維持・向上に努めるとともに、市民、市民活動団体、事業者などあらゆる主体が、様々な環境改善活動に取り組み、低炭素社会*や循環型社会*の実現を目指します。

以上のような土地利用、環境面での総合的な取り組みにより、都市機能と自然環境が有機的につながり、調和するまちを目指します。



2 いきいきと働ける集いと交流のあるまち

産業・市民活動

本市は、古くは市場や宿場の町として栄え、高度成長期以降は、全国有数の工業都市として、また名古屋大都市圏の中核をなす都市として発展してきました。

今後、臨海部コンビナート地区では、企業ニーズに合った操業環境*整備による再生、さらなる高付加価値型への構造転換や、研究開発機能の集積により、工業系用途での土地の有効活用を図るとともに、その他中心市街地や内陸部における工業用地に隣接する区域等でも都市型産業、次世代産業の導入により地域産業が活性化することで、将来に向けて持続可能な産業都市として発展し、安定的に就労の場が維持されているまちを目指します。

また、地域資源を生かした物産開発や観光産業の振興により、四日市の魅力を市内外に情報発信し、多くの人が訪れると同時に、市民一人ひとりが地域の魅力を誇りに感じ、おもてなし意識が醸成された集客と交流のあるまちを目指します。

中心市街地では、高齢者をはじめ誰もが安心して訪れることができるよう、商業・文化・福祉・医療施設などの充実を図ります。一方、市内各地の定期市を若者にも支持されるように再生するとともに、地域の生活拠点としての郊外の大型ショッピングセンターも含め、それぞれが共存共栄する買い物拠点づくりを進めます。

さらに、外出困難な高齢者や障害者が買い物しやすい宅配、移動販売の担い手が育っており、誰もが生活しやすい買い物環境が築かれた、安心と活気のあるまちを目指します。

また、高度化・多様化する市民ニーズや、さまざまな地域課題に対応するため、市民意識の向上を図りながら、行政と市民・市民活動団体、企業の適正な役割分担に基づいた参画と協働によるまちづくりを進め、すべての市民が生涯を通じて社会参加することができるまちを目指します。



3

誰もが自由に移動しやすい安全に暮らせるまち

交通・港湾・防災

本市では、個人の生活様式の多様化により市民の生活圏が広がり、産業の発展に伴い物流が活発化する中で、過度な車依存社会が進み、慢性的な交通渋滞が発生するとともに、公共交通機関の利用者が年々減少しています。

このような中、高齢者・障害者をはじめとする交通弱者*にとって、日常生活に不可欠な鉄道支線や郊外バス路線の維持が困難な状況となっています。

そこで、市民や事業者、市民活動団体と連携して公共交通の利便性の確保を図るとともに、高齢者や障害者も利用しやすいバス停や駅周辺の環境を整え、公共交通機関の利用を促進します。あわせて交差点や渋滞ネック箇所の整備を進め、南北方向の慢性的渋滞や朝夕を中心とした東西方向の渋滞解消を図るとともに、高齢者や障害者を含めた歩行者や自転車にとっても安全安心な道路空間づくりに取り組み、誰もが自由に移動しやすいまちを目指します。

また、産業のグローバル化に伴い国際物流が効率化される中で、アジアの諸港湾と比べて日本の港湾の競争力の低下が懸念されています。従って、伊勢湾全体の視点で、大型化する船舶への対応や港湾コストの低減などに取り組み、四日市港が背後地産業の物流コスト削減を通じて企業活動を支える、活気あふれるみなとまちを目指します。あわせて臨港地区内の土地の有効活用を図るとともに、点在する緑地や港の夜景、さらには重要文化財及び近代化産業遺産*に指定されている末広橋梁などの港湾景観を生かして、市民に親しまれるみなとまちを目指します。

さらに、近い将来に発生が予測される東海地震や東南海・南海地震、集中豪雨や台風に対して、計画的な耐震対策や治水対策に加え、市民・市民活動団体、企業と行政が一体となって地域防災力*の強化に取り組み、災害に備えができた安全に暮らせるまちを目指します。



4

市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち

健康・医療・福祉・人権

本市では、人口減少時代への突入や超高齢社会*の到来に伴い、福祉や医療に対する市民ニーズがますます多様化し、より一層地域でお互いを支えあうことが必要になっています。

こうした中で、延長保育や休日保育、病児保育などの多様な保育サービスや学童保育サービスを充実するとともに、保護者の子育てへの不安や悩みをワンストップ*で相談できる体制を整えることによって、安心して子どもを産み育てることができ、また子ども自身ものびのびと育つことのできるまちを目指します。

今後ますます重要となる在宅福祉・在宅医療の分野においては、地域包括支援センター*をはじめとした福祉の拠点における医療との連携や病診連携*、訪問医療・看護の体制など、在宅での療養をサポートするシステムを整え、安心できる福祉・医療環境を目指します。さらに、市立四日市病院の整備充実や他の2つの基幹病院*との病病連携などにより、質の高い医療を提供できるよう努めます。このような基盤整備とともに、福祉・医療にかかわるNPO*

やボランティア、地域における見守りネットワーク*など、きめ細かいサービスの提供のための仕組みづくりにより、子どもや高齢者・障害者など、誰もが地域で安心して生活することのできるまちを目指します。

また、生活習慣病*や心の病が社会問題化する中で、一人ひとりが自らの食生活を含めた、身体と心の健康に高い意識を持つとともに、身近なところで生活習慣病*予防ができる健康教室や食生活改善のための活動が展開されたり、いつでも気軽に心の不調を相談できる体制を整えることで、生涯を通じて心身ともに健康で暮らすことのできるまちを目指します。

さらに、すべての人の人権が尊重され、地域で安心して生活できるよう、人権意識を高めるための活動への支援やバリアフリー*化、児童や高齢者への虐待や、DV*などの防止に向けた体制の強化によって、それぞれの個性と能力を發揮しながら自分らしく生きることのできるまちを実現していきます。



5 心豊かな“よっかいち人”を育むまち

教育・文化・スポーツ・生涯学習

本市は、これまでも少人数学級や英語教育の充実など独自の取り組みを進めていますが、今後、社会の激しい変化に対応できる子どもたちを育むため、学校教育において、より一層充実した取り組みが必要となってきました。このため、学校の適正な統廃合や老朽校舎改築などの環境整備を行うとともに、子どもたちが、「問題解決能力」や「豊かな人間性」を身につけ、心身ともに健やかに成長できる効果的な教育を実践し、特色ある教育を推進します。

また、本市は、古くから宿場町や「市」のまちとして栄えてきており、大入道などに代表される郷土文化財も多く、近年では、美術や音楽、伝統芸能などさまざまな分野において、活発に文化活動が行われています。スポーツについても、約 1,400 もの数多くの団体によって、草の根的に活発なスポーツ活動が行われています。

文化面については、今後、遊休化する公共施設の活用も視野にいて、新たな芸術・文化活動の場づくりや、若者が活発に文化活動を行えるような場づくりを進めるとともに、スポーツについても、市内外に情報発信

できるイベントの実施や総合型地域スポーツクラブ*の拡充、さらには、戦略的かつ効率的施設整備を進めます。

一方、多くの分野の施策を進めるにあたり、地域コミュニティの役割が一層重要となることから、地域コミュニティを維持・拡充していくための担い手の育成や活性化のための支援策を推進するとともに、生涯学習に多くの市民が参加して、多様なコミュニティを形成することにより、市民力や地域力の高いまちを目指します。

図書館については、高齢社会を迎え、今後より一層生涯学習拠点としての重要性が増すものと考えられ、現在の市立図書館を中心に、あさけプラザ図書館・楠公民館図書室の連携強化を図るとともに、新たな形で市民ニーズに合ったさらなる機能向上を目指します。

以上のような施策により、市民が心の豊かさを実感できるとともに、自らの地域に誇りを持ち、さらには外に向かって積極的にアピールすることのできる“よっかいち人”を育みます。

■基本構想

基本目標を達成するにあたっての5つの視点

5つの基本目標を達成するため、各種施策を推進するにあたり、全ての基本目標に共通するものとして、以下の5つの視点を常に意識し、確実に効果的な取り組みを図っていきます。

1 共に生きる社会の実現

性別に関わらず、男女がお互いを尊重しながら責任を分かち合い、一人ひとりが自らの個性と能力を十分に発揮することにより、多様な生き方や働き方が可能となり、あらゆる分野で共に社会の一員として重要な役割を果たすことのできる、男女共同参画社会*の実現を目指します。

また、本市には多くの外国人市民が生活しています。地域社会において、

外国人市民を共に生活する住民として尊重し、理解しあっていくことにより、共に地域の構成員としてまちづくりに参画していける、多文化共生のまちづくりを進めます。

さらに、年齢や出身、障害の有無などに関わらず、すべての市民が生涯にわたり自分らしくいきいきと暮らせるよう、互いの人権を尊重し認め合うまちを目指します。

2 地域主権の確立

多様化する市民や事業者のニーズに的確に対応していくためには、市民に最も近い基礎自治体である市が自由な裁量で、地域に応じた行財政運営を責任を持って推進していけるよう国・県からの権限と財源の移譲が必要です。それだけに、市においては、移譲された権限や財源をまちづくりに生かせるだけの、行財政能力を向上させ、地域主権を確固たるものにしていくことが急務です。

このような中、都市活力の源泉である定住人口の増加を図るとともに、都市としての集積の効果を最大限享受するため、また福祉や環境面で市民の利便性をより一層推進するため、本市

は早期に「中核市」に移行します。あわせて、中部圏における西の枢要な自立都市圏の中心都市として、四日市広域行政圏内の菰野町、朝日町、川越町との連携をより一層充実させるとともに、北勢地域における広域連携もより一層強化していきます。さらに、名古屋大都市圏における、名古屋、豊橋、岐阜、浜松などとの都市間連携も推進していきます。

なお、平成17年2月に旧楠町と合併した際に策定した「新市建設計画」を着実に推進するとともに、広域連携における各種施策の推進に関しては、負担と便益のバランスを十分図っていきます。

3 高度情報化社会への対応

飛躍的に進歩した情報通信技術を有効活用して、市民生活の質的向上を図っていかねばなりません。国においても、従来の情報基盤整備から活用促進に重点を移し、「いつでも、どこでも、誰でも」簡単にネットワークにつながり、情報を自由自在にやりとりをすることのできる社会の実現に向けて「IT*新改革戦略」が展開されています。

さらに、情報通信技術を活用することにより、物理的な制約を受けずに、暮らしに密着した医療・教育などの行政サービスを享受するとともに、地域

の活性化を実現していくことが大きく求められています。

今後、本市が提供する各種サービスにおいては、特に医療、福祉や防災、環境、生涯学習、産業などの分野において、情報通信技術を有効活用し、より質の高いサービスを効果的に提供できるように取り組んでいきます。

また、情報通信技術の進展や普及に対応した新しい行政サービスの提供と事務処理の効率化、迅速化など、従前からの取り組みも継続し、電子自治体への展開を着実に図っていきます。

4 都市経営の視点

総合計画は、四日市という都市全体のものであり、この計画に基づいて市民・事業者・行政が共に行動していくものです。また、公共サービスが「最小の経費で最大の効果」を生み出すために、行政だけではなく、市民、事業者など地域を構成するすべての主体が連携・協働し、地域全体で四日市のまちづくりを進めていくという都市経営の視点が不可欠となってきます。

特に、これまで行政が担ってきた領域や、さらに、行政だけでは必ずしも対応しきれない領域について、公共サ

ービスをより充実するため、公共サービスの新たな担い手として、自治会、NPO*、ボランティアなどで構成される地域協働体^(注)と言った、多様な主体が関わる「新しい公共*」の実現を促し、それぞれが持つ意欲や活力、能力をまちづくりに生かしていきます。そのため、これらの多様な担い手が効果的に活動できるよう、積極的な情報公開をはじめ、お互いが十分連携できるような環境整備を推進していきます。

(注) 地域協働体

総務省が創設した概念で、NPO*やボランティア、自治会や企業、商店街組合など多様な主体が連携して、公共サービスを提供する組織。



5 行財政改革と健全な行財政運営

行財政運営にあたっては、都市経営の視点を有したうえで、既存ストック*の有効活用や複合利用など、これまでの考えにとらわれない柔軟な発想で魅力あるまちづくりに取り組みます。

また、限りある財源を最大限有効に活用し、多様化する市民ニーズに十分に対応できる効果的な行政サービスを提供するため、事務事業の見直しや公民の役割分担、また、総合計画を推

進するための組織機構の見直しなど、簡素で効率的な行財政運営を行います。

さらに、将来世代に過度な負担を残さないよう「選択と集中」の観点からメリハリのある事業選択を行うとともに、新たな歳入確保を図るなど、中長期的な観点からの効率的で健全な行財政運営を進めていきます。



基本計画

basic plan



みんなが誇りを持てるまち四日市

安心

1
共に生きる
社会の実現

元気
魅力

2
地域主権の
確立

3
高度情報化社会
への対応

絆

4
都市経営の
視点

5
行財政改革と
健全な
行財政運営



都市と環境が調和するまち

1. 既成市街地や既存集落の有効活用
2. 農地・森林の保全
3. 多様な主体の連携による環境都市への展開

いきいきと働ける集いと交流のあるまち

1. 臨海部コンビナート地区の持続的活用と産業の振興
2. 四日市の魅力の再発見と滞在・体験型観光
3. 自律的な暮らしを支える買い物拠点の再生と地産地消
4. 生涯を通じた社会参加が可能な環境整備

誰もが自由に移動しやすい安全に暮らせるまち

1. 市民の暮らしを支える公共交通機関の利用促進
2. 地域を支える道路空間づくり
3. 産業と市民生活を支える港づくり
4. 市民と行政とで築く安全なまちづくり

市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち

1. 安心して子どもを産み、育てられる社会の実現
2. 地域で安心して生活できる環境づくり
3. 子どもから高齢者まで元気で暮らせる健康づくり
4. 自分らしく暮らせるまちづくり

心豊かな“よっかいち人”を育むまち

1. 自ら学ぶ力と豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもの育成
2. 四日市ならではの文化の情報発信と活動の場づくり
3. スポーツを通じた元気なまちづくりの推進
4. コミュニティの維持・充実と生涯学習の推進

基本計画の策定

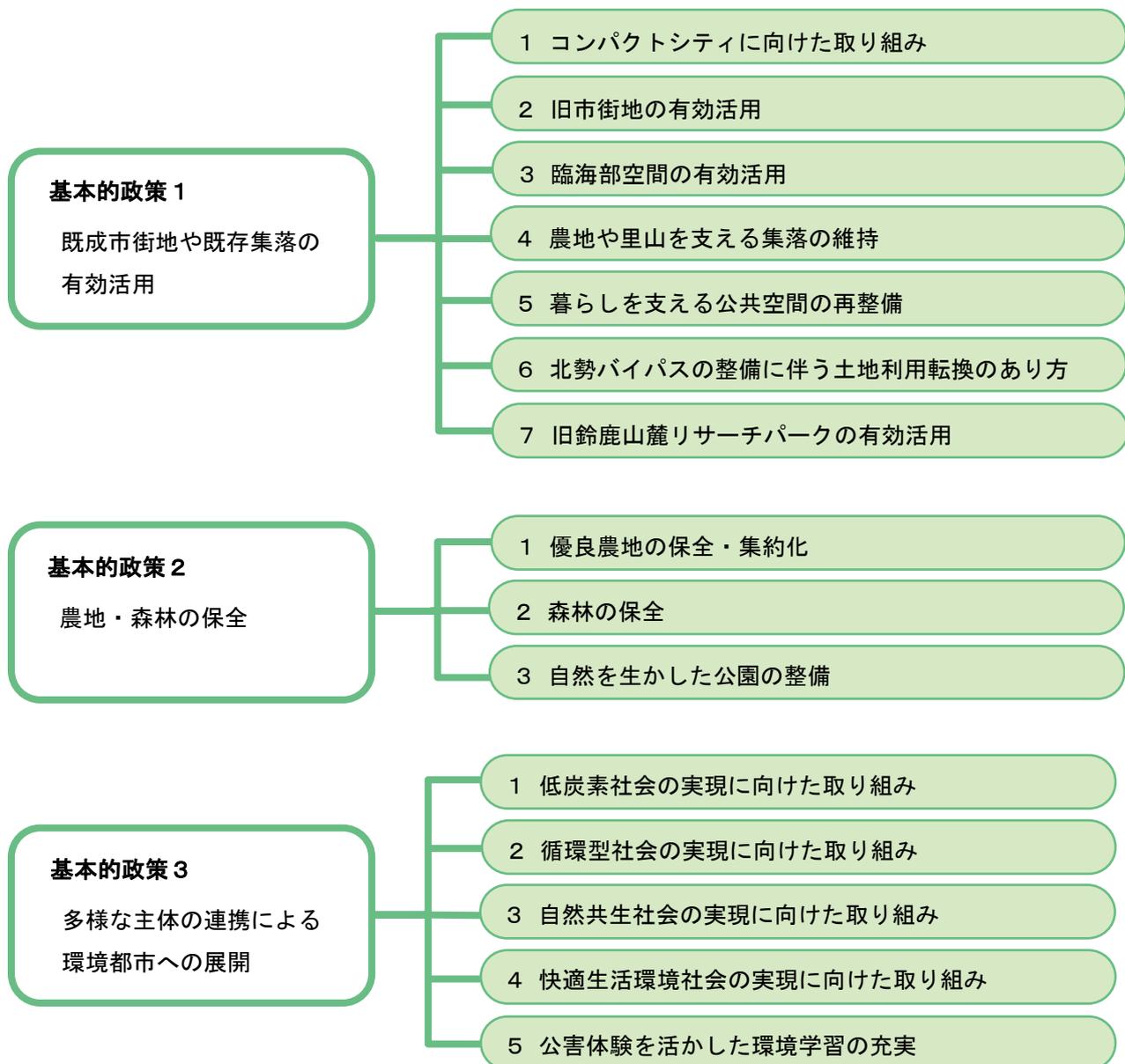
基本計画は、2020年度（平成32年度）を目標年次とした基本構想を受けて策定したものであり、基本構想の都市像「みんなが誇りを持てるまち四日市」を実現するための各施策の方向性を示したものです。

基本計画は、基本構想に掲げた3つの理念「安心」、「元気・魅力」、「絆」のあるまちを目指して、これを実現するための5つの基本目標に関して、重点的に取り組むべき施策を示しています。

この計画に掲げる施策の方向性は、今後10年間において、市民・事業者・行政が共に行動するための指針となるものですが、このうち、行政が取り組むべき施策については、中期的な財政収支見通しを視野に入れて作成する3カ年の「推進計画」の中に、「選択と集中」の観点から戦略的に実施していけるよう位置づけていきます。



都市と環境が調和するまち



基本的 政策 1

既成市街地や既存集落の有効活用

人口減少社会における限られた資源の中で都市を維持・管理していくために、市街地の無秩序な拡散を抑制し、既成市街地や既存集落の優良なストックを有効に活用します。

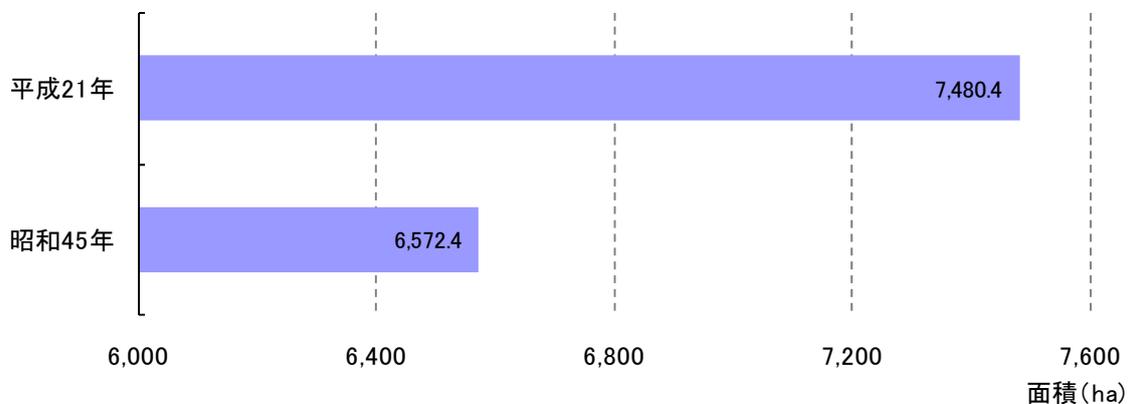
現状と課題

本市の土地利用については、都市計画法に基づき、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市域の大半を占める都市計画区域（20,074ha）について、市街化区域（7,480ha）と市街化調整区域（12,594ha）に区分しています。市街化区域は、既に市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、市街

化調整区域については、市街化を抑制する区域で、既存集落の中で認められるものを除き、原則として開発や建築を規制する区域となっています。

名古屋大都市圏の西端に位置する本市は、高度経済成長時代の臨海部への石油化学コンビナート企業の立地を中心として、経済的な発展を遂げてきました。その一方で、四日市公害問題が引き起こされました。

■市街化区域面積の状況



本市は、臨海部への産業立地の過程で発生した公害問題に対して、その発生源である臨海部から居住地を隔離するという政策をとり、昭和40年代には、郊外の丘陵部で大規模な住宅団地の開発を行いました。

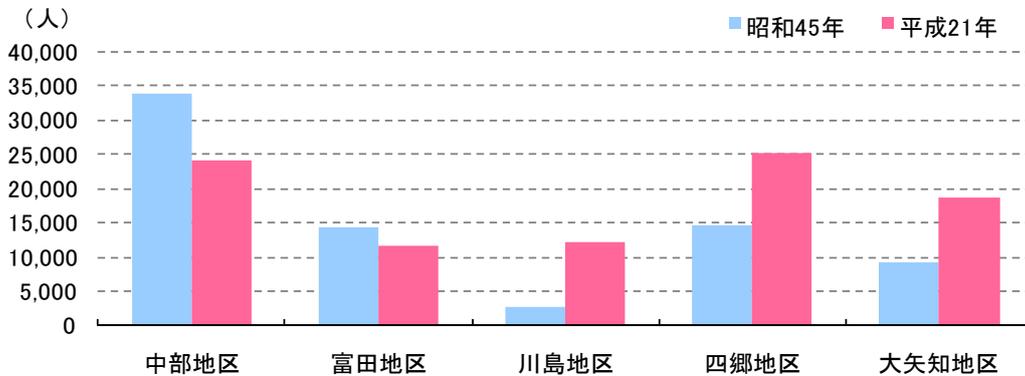
その後、公害問題は環境改善の方向へと向かうこととなりますが、この政策による内陸団地（三重団地、笹川団地、あさけが丘、高花平、坂部が丘など）への人口移動は、人口規模に対して田畑等を多く含んだゆとりある市街地と、その間近に里山や水田が広がる自然豊かな住環境を生み出すこととなりました。その結果として、拡散

した市街地を生むこととなり、市街化区域内においても、まだ都市的利用が可能な土地が多く存在しています。

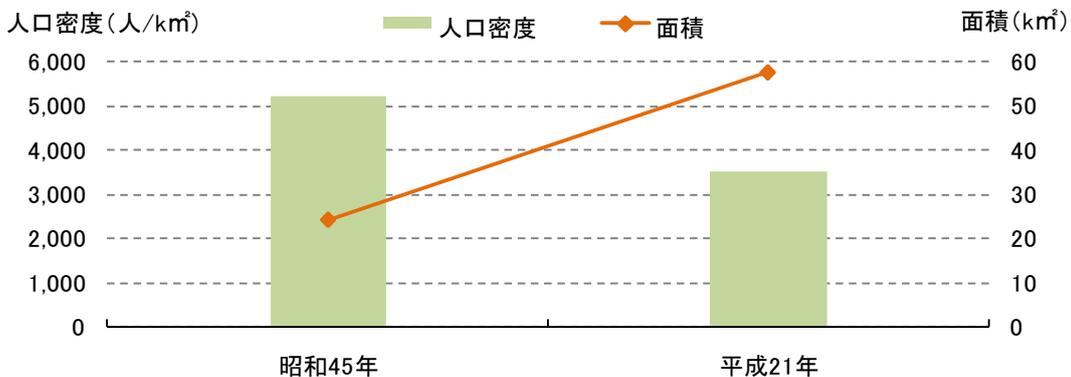
その一方で、住宅や商業施設の郊外化に伴い、中心市街地の大規模店舗が撤退するなど、旧市街地*の空洞化も経験してきました。

こうした中で、本市の人口は、当面わずかながら増加し2015年をピークに減少に転じるものと予測されており、年齢構成においても、老年人口の増加に対して生産年齢人口が減少するなど、より一層、効率的な都市運営による都市機能の維持が今後の大きな課題です。

■ 地区別人口の状況



■ DID 地区 (注) の面積と人口密度



(注) DID地区

昭和35年国勢調査から新たに新設されたもので、人口密度の高い基本単位地区（原則として人口密度が1km²あたり4,000人以上）が連たんしている地区。

土地利用の基本的なあり方

人口減少社会において、限られた資源の中で都市を維持・管理していくために、歴史的な都市形成の中で育んできた都市基盤や公共資本*ストックを有効に活用しながら、高齢化や環境問題など社会的な課題にも対応できるコンパクトなまちづくり*を進めていく必要があります。

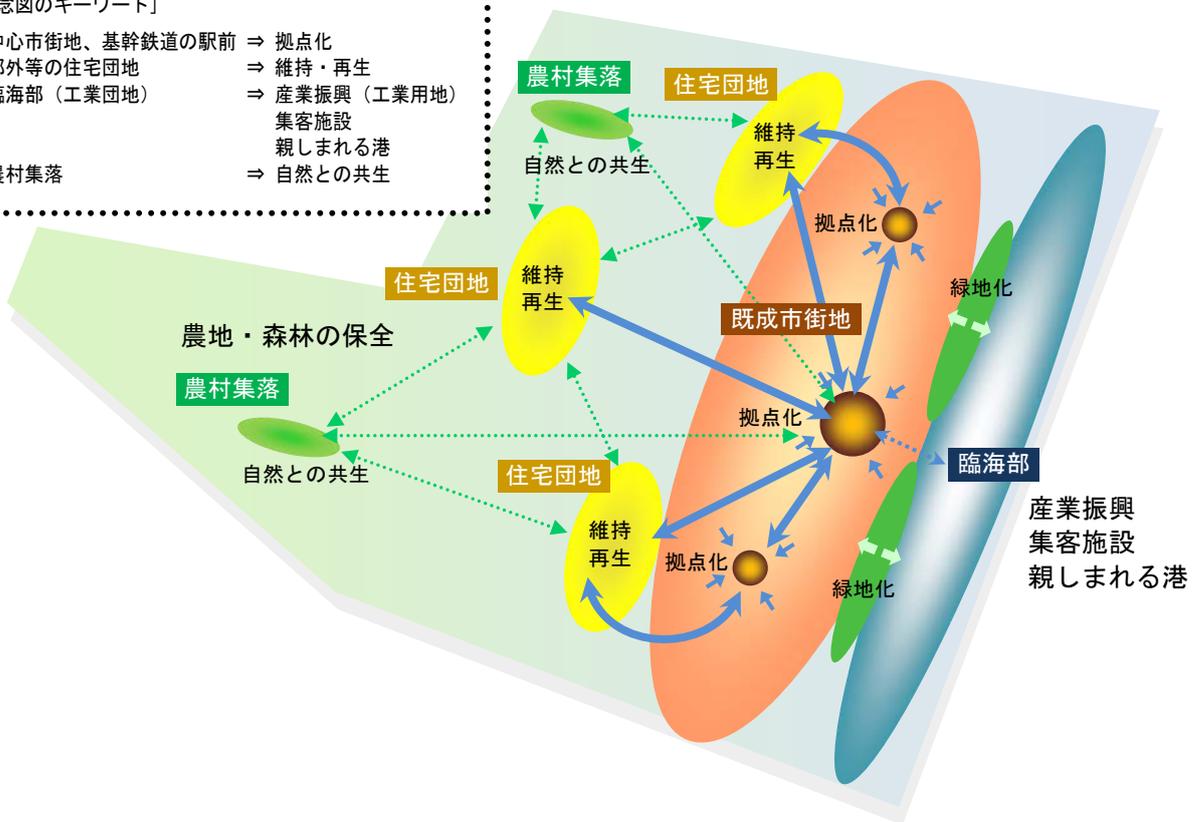
そのために、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市機能と自然環境の調和を図るとともに、これからの人口規模や構造、市民の活動に見合った都市づ

くりに向けて、中心市街地、駅前市街地などの都市機能集積地、既存の拠点的商业機能や住宅市街地など、それぞれの地域の特性や機能、広がりなどを踏まえた拠点化を推進します。さらに拠点間の連携を図る交通体系の維・充実を図ります。

なお、自然環境に大きく負荷をかける可能性がある開発行為*の際には、環境に関する適切な措置が講ぜられるよう、環境に配慮した規制・誘導を行います。

■土地利用概念図

- [概念図のキーワード]
- ・ 中心市街地、基幹鉄道の駅前 ⇒ 拠点化
 - ・ 郊外等の住宅団地 ⇒ 維持・再生
 - ・ 臨海部（工業団地） ⇒ 産業振興（工業用地）
集客施設
親しまれる港
 - ・ 農村集落 ⇒ 自然との共生



重点的な施策

◆ コンパクトシティに向けた取り組み

近鉄四日市駅周辺からＪＲ四日市駅にかけての中心市街地、拠点となる駅前市街地など公共交通によりアクセス可能な都市機能集積地では、広域的な都市機能の維持・集積により市民が世代や空間を越えて交流する場所としての拠点化を進め、自動車に依存せず暮らせる（「エコ・アーバン・ライフ」を実現できる）魅力的な住・商複合市街地を形成します。

その中で、ＪＲ四日市駅周辺では、駅前広場の再整備や旧港周辺に至る歩行者動線の整備などを推進し、港と一体となったまちづくりに取り組みます。

郊外団地など生活の拠点となる場所では、公営住宅や道路、公園等公共空間の再編や公共交通の維持・充実により高質な居住空間の維持を図ります。特に、今後、高齢化の一層の進展により空家、空き地の発生も見込まれる中で、若い世帯を受け入れていく仕組みが必要であり、住み替え促進による世代の混住を誘導する施策や小さな子どもを持つ若い世代が住めるような施策を推進します。また鉄道ネットワークの重要性が増すことから、各駅周辺の特성에応じたまちづくりを進めていく必要があります。



近鉄富田駅西口 駅前広場



市西部に広がる茶畑

◆ 旧市街地の有効活用

建物が密集し生活環境の向上が望まれる旧市街地*においては、老朽家屋の除却を促進し、土地利用更新に向けた空間を確保するとともに、その一部を広場や緑の空間とするなど、ゆとりある住空間への転換に取り組みます。

また、住宅と農地が混在した市街地

については、必ずしも住宅の密度を高めるのではなく、都市農地の保全も含めて、オープンスペース*を積極的に生かした地域づくりに取り組むとともに、住宅と工業が混在する区域においては、その地域の住民と協議を行い、必要に応じて土地利用の転換についても検討します。

◆ 臨海部空間の有効活用

産業の高度化による機能集約や業種転換などで活用可能な空間が生まれてきている臨海部の工場地帯では、産業振興政策と連携しながら新たな設備投資や道路用地の確保など有効活用を図るとともに、持続可能な生産拠点として有効活用を図ります。

一方、物流機能の一大拠点である四日市港は、市民にとっても貴重な水辺

空間であり、重要文化財に指定されている末広橋梁や潮吹き防波堤などの資産を有することから、商業施設などが立地でき、また企業活動が活発化できるよう、四日市港管理組合、市民などと連携しながら、四日市地区における分区^(注)規制の検討など、港と一体となったまちづくりを推進します。

(注) 分区

臨港地区には、分区（商港区、工業港区、漁港区、特殊物資港区等）を指定することができます。その区域において一定の目的を著しく阻害する構築物の建設などを制限することによって、その区域の港湾に関する利用の増進をはかることにより、各分区がそれぞれの機能に特化し、効率のよい港湾活動を実現するため指定されます。

◆ 農地や里山を支える集落の維持

食料等の生産だけでなく、環境保全や自然災害の防止など、多面的で重要な役割を有する農地や森林を保全し、その生産活動を継続可能とさせ、さら

には地域コミュニティの維持にもつながることから、農村集落の生活環境を維持、向上させます。

◆ 暮らしを支える公共空間の再整備

これまでモータリゼーション*の進展に合わせて整備されてきた道路や子どもを主な対象として整備されてきた公園等の都市基盤を、環境、福祉、

教育など多様な視点からもとらえ、市民の暮らしを支える空間として見直し、再整備に努めます。

◆ 北勢バイパスの整備に伴う土地利用転換のあり方

主要基幹道路である北勢バイパスについては、円滑な交通機能を確保するために沿道利用を原則として規制する一方で、交通利便性が高まること

が予想されることから、主要な交差点付近においては、自然環境に配慮した土地利用を誘導します。

◆ 旧鈴鹿山麓リサーチパークの有効活用

旧鈴鹿山麓リサーチパークについては、平成19年9月に、「三重ハイテクプラネット21構想」が終了したものの、(財)国際環境技術移転センター(ICE TT)や三重県環境学習情報センターなどが立地しています。

旧鈴鹿山麓リサーチパークの開発区域内には、造成済みの未利用地が存

在しており、今後は、国道306号の整備促進も視野に入れ、既存施設や未利用地の幅広い有効活用を図るとともに、四日市スポーツランド、ふれあい牧場および少年自然の家などの周辺施設と連携した土地利用について、戦略的な展開を図っていきます。

基本的
 政策
 2

農地・森林の保全

農地や森林は、生産の場としてだけではなく、環境保全や水源の涵養*、自然災害を防止する機能を有するとともに、癒しの空間の醸成や生物多様性*の維持など、多くの重要な役割を有しています。こうした多面的な機能を持つ農地や森林を緑の資源として保全する取り組みを促進します。

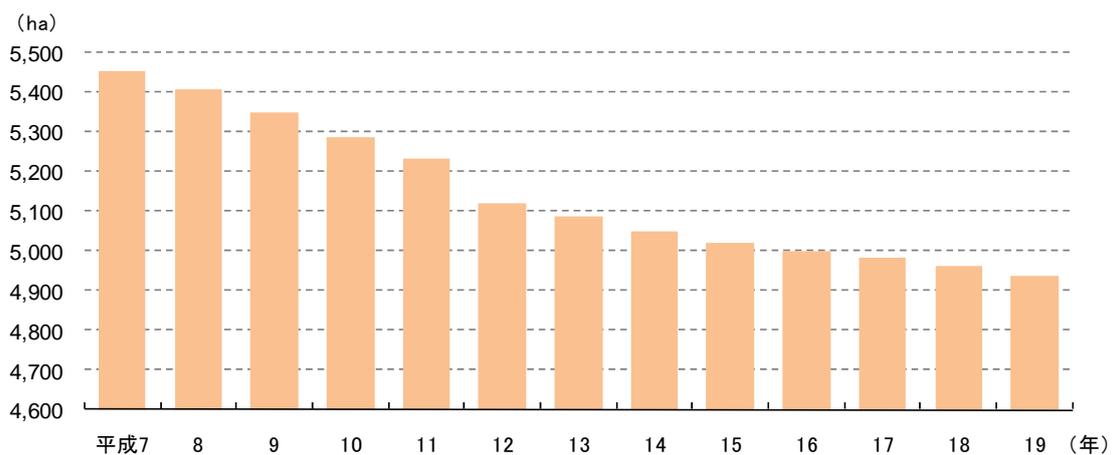
現状と課題

本市の農業の現状は、農家戸数については、平成12年の5,382戸が平成17年には4,855戸（9.8%減）、また、農地面積は平成12年の3,947haが平成17年には3,373ha（14.5%減）とともに減少しており、1戸当たりの経営面

積も0.67haと小規模となっています。

こうした状況の中で、農業経営者の高齢化や後継者不足による担い手の不足、農産物の価格低迷や分散した狭小な土地条件による生産性の低さが大きな課題となっています。

■農地（田・畑）面積の推移



資料：三重の統計情報



特に、農業生産の基礎となる農地について、耕作が行われず遊休化している農地が、全国的な傾向と同様に近年急増しており、市の単独事業で優良農地に復元する取り組みを実施しているものの、その面積は平成 17 年現在で、291ha、5 年前に比べて 15ha 増加し、これは本市の農地面積の約 8.6% を占め、土地利用上も課題となっています。また、市街化区域内の生産緑地（171.9ha）においても、一部耕作が行われずに、農地として有効活用されていないところがあります。

農地の遊休化を抑制し、優良な農地を保全するためには、地域農業の担い手を確保するとともに、遊休化のおそれのある農地を地域の担い手等に集積していくことが必要となっています。

また、森林全体の面積については、年々減少（平成 15～19 年度までの 5 年間で約 553ha の減）してきております。その森林については、私有林が大半を占め、個人保有の面積が極めて小さく、施業も粗放となるのはやむを得ないのが現状であり、人の手が入らず放置された里山では竹林化しているところもあります。

農地や森林については、資材置き場等への土地利用転換や丘陵地の土取り等により、優良な農地や良好な自然環境や景観等にふさわしくない土地利用も徐々に広がってきています。

このように、農地や森林は、年々その面積が減少し、遊休化や荒廃が徐々に進行してきているのが現状であり、それを保全することが課題となっています。

重点的な施策

◆ 優良農地の保全・集約化

水源の涵養*や生物多様性*の維持など多面的で重要な役割を有する農地を保全するために、農地の集約化や新たな農業の担い手の掘り起こし等により農業振興を図るとともに、農業者間で農地の貸し手と借り手を結びつけたり、NPO*、農業法人*、農業関係機関等が貸し出しを希望する農地を借り入れ、耕作希望者等への転貸を行うなどの農地を保全する仕組みを構築します。また、消費者等の一般市民による市民農園*等の農地活用を促進します。

さらに、産業としての農業が後継者不足、専業農家の厳しい経営環境などの課題がある中、農地の守り手として重要な役割を担ってきた兼業農家も

含め、集落営農組織*の設立など継続して、農地を保全できる施策を推進します。あわせて、生産緑地を適正に管理するため、市民農園*などとして幅広く活用するなど、優良農地としての保全に努めます。



市民農園

◆ 森林の保全

本市には、伊坂ダム周辺地域や四郷風致地区などに代表される森林や里山が多く存在し、これらは市民の心に安らぎを与えるほか、貴重な動植物を育み、生物多様性*の維持に寄与するとともに、水源の涵養*や防災など、多くの重要な役割を担う貴重な環境資源となっています。こうした森林や里山の保全については、市民緑地制度*の活用などによる市民活動の促進にあわせ、市民・市民活動団体・事業者・行政等と連携した新たな仕組みを構築します。

また、農地としての利用効率が悪く原野化した農地を自然に返し、市民活

動団体や事業者などとともに適正に維持管理することにより森林として保全することや、土地開発公社が所有する森林用地を活用した森林の保全策などについて検討を行います。



四郷風致地区

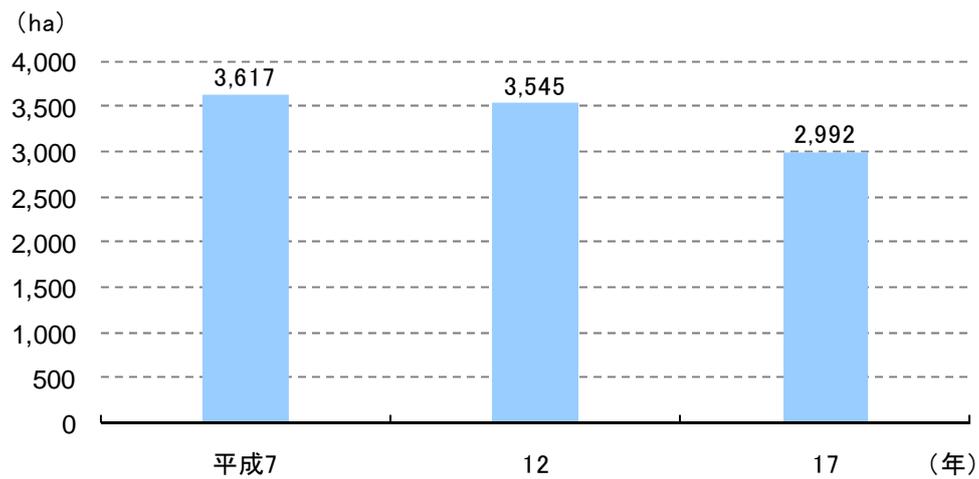
◆ 自然を生かした公園の整備

南部丘陵公園や垂坂公園・羽津山緑地など大規模な公園・緑地については、できる限り元の自然を生かした形で整備を推進するとともに、地域のボランティア団体などによる樹林地を維持・保全する活動を支援します。



南部丘陵公園

■ 森林面積の推移



基本的
政策
3多様な主体の連携による
環境都市への展開

四日市公害の環境改善のために、市民・事業者・行政が一丸となり取り組んできた貴重な経験を生かし、市民や市民活動団体・事業者などあらゆる主体が協働して、「低炭素社会*」「循環型社会*」「自然共生社会」「快適生活環境社会」の実現に向けた環境先進都市を目指します。

現状と課題

本市は、昭和 30 年代に発生した産業公害の環境改善に向けた活動の経験を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となり、二度と公害を起こさないという決意のもと、環境改善に取り組んでおり、平成 7 年には良好な環境の保全と創造を図る「快適環境都市」となることを宣言し、各種施策に取り組んでいます。しかしながら、今日課題となっている温室効果ガス*の現状については、工場を除く家庭での日常生活やオフィス等事務所から排出されるものが、京都議定書*の基準年である平成 2 (1990) 年比 50%増と著しいことから、その排出量を抑制する取り組みが必要となっています。

廃棄物処理面では、本市のごみの総排出量は平成 20 年度実績で 121,235t、資源化率は 26.7%となっています。ごみの総排出量は平成 15 年度以降徐々に減少していますが、さらに環境負荷*の少ない循環型社会*を構築する必要があります。また、ごみの焼却を行っている北部清掃工場は老朽化が著し

く、新たな施設の整備が必要となっており、ごみの埋立処分を行っている南部埋立処分場の残余容量もひっ迫している状況です。一方、産業廃棄物については、不適正処理事案も発生しており、その解決に向けた対応が求められています。

自然環境面では、鈴鹿山脈を源流とする豊かな水の恵みを受け、身近なところにも自然が残され、国天然記念物の御池沼沢植物群落をはじめ、市街地の中にも、公園・緑地、河川敷等の緑のほかに水田等の農地や社寺林の緑などが点在し、まちにゆとりと潤いを与えています。また、市内各地でホテルが見られ、朝明川・海蔵川・三滝川・内部川等の主要河川にアユの遡上が見られるなど、生き物の姿が見られる環境も残っています。しかしながら、市域の田畑や森林は、最近 20 年間で約 20%が失われており、自然環境を取り巻く現状は危惧すべきものがあります。

生活環境面で大気の状態については、四日市公害の主要な原因であった硫黄酸化物の監視・規制を行うことにより、昭和 51 年度以降は環境基準を達成しています。しかしながら、窒素酸化物について、幹線道路に近い一部地域で目標値が達成できない地点が残っています。また、水質面の代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量）*や COD（化学的酸素要求

量）*については、主要工場における排水処理施設の整備や公共下水道の整備等により改善されつつありますが、一部地域で環境基準を達成していないところもあります。

なお、四日市公害認定患者数は、平成 22 年 3 月末現在 462 名であり、今後とも認定患者の健康の保持、増進などに努めていく必要があります。

重点的な施策

◆ 低炭素社会の実現に向けた取り組み

家庭での日常生活やオフィス等事務所から、温室効果ガス*の排出を抑制するため、太陽光発電等新エネルギー設備の導入が図られるよう、支援策を拡充します。また、公共施設についても、大規模改修などの時期を考慮しつつ、効率的かつ計画的に省エネルギー及び新エネルギー設備の導入を推進します。

市民や事業者、市民団体等との協働により、公共交通や自転車の利用奨励

等自動車への過度な依存からの脱却をはじめとする温室効果ガス*削減活動に基づくまちづくりに努めます。

さらに、地球温暖化対策技術が一層重要になってくることから、(財)国際環境技術移転センター（ICETT）を活用して、地元事業者による地球温暖化対策、新エネルギー・省エネルギー対策への支援等についても検討します。

◆ 循環型社会の実現に向けた取り組み

循環型社会*の実現に向け、ごみの適正な処理・処分に努めるとともに、3R*（排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の取り組みを推進します。

ごみ減量リサイクル推進店制度やエコステーション*を活用し、市民や事業者と連携しながら容器包装の減量や資源物回収の強化を図るとともに、もやさないごみや焼却灰の資源化

ルートの開拓に取り組みます。



エコステーション

また、老朽化が著しい北部清掃工場の更新を図るため、その隣接地に、新総合ごみ処理施設を整備し、新たにプラスチック類ごみの焼却及びもやさないごみの破碎選別を行い、埋立ごみの大幅な削減を図るとともに、ごみ発電による熱エネルギー回収に取り組

みます。なお、埋立処分場の持続的な活用を図るために、整備および延命化対策もあわせて実施します。

加えて、情報の集積と発信、学習機会の提供、意識啓発についても実施します。

◆ 自然共生社会の実現に向けた取り組み

私たちの周りには、様々な生物が存在し、これを取り巻く大気、水、土壌などの自然の構成要素との相互作用により、多様な生態系が形成され、私たちは、その恩恵により生存しています。

このため、四日市の風土や文化を育む自然環境を次世代に確実に引き継ぐとともに、自然の中で生き物に親しみ、生物多様性*の重要性に気づく場づくりを推進します。また、豊かな緑は市民の心に安らぎと潤いを与えるだけでなく、水源の涵養*や保水・防

災など、多様な役割を担っていることから、公共施設における率先的な緑化はもとより、花と緑いっぱい事業や吉崎海岸の美化ボランティア*、御池沼沢植物群落の保全など、市民との協働による都市緑化や自然環境保全を推進します。

なお、霞ヶ浦緑地北ゾーンの工業集合地特例適用により霞ヶ浦地区のコンビナート企業から負担金を受けており、それを原資としてより市民に近い場所での緑化推進に活用していきます。



御池沼沢植物群落

◆ 快適生活環境社会の実現に向けた取り組み

市民が快適な環境の中で暮らせるよう、引き続き、大気・水質等の常時監視測定を行っていきます。

また、従来の環境監視項目にPM_{2.5}* (粒子状物質)を加えるとともに、人間の嗅覚を用いた臭気測定による規制(臭気指数規制)の導入を検討す

るなど、より充実した環境監視を行います。

さらに、市内で発生している産業廃棄物問題についても、引き続き三重県と連携して早期解決に向けて取り組みます。

◆ 公害体験を活かした環境学習の充実

市内の小中学生が、本市の環境について将来自信を持って語れる大人になるよう、環境学習センターや博物館などの施設や市民・事業者による講座などを活用し、本市の自然や環境改善への歩み、環境への取り組みや産業との関わりを認識し、自ら調べ発表する機会を増やします。

また、市民・事業者・行政が一体となり、環境改善に取り組んできた歴史と今の本市の環境を全国に情報発信する拠点として、既存の公共施設などを活用して、公害に関する資料館の整備を推進します。さらに、習熟度に応じた指導ができるよう教員に対する指導や教材の拡充を図り、総合的な環

境教育の体系を構築するとともに、世界的にも環境教育がより一層重要となることから、(財)国際環境技術移転センター(I C E T T)を活用して、途上国を対象とした青少年向けの新たな研修制度等の創設を促進します。



環境学習



いきいきと働ける集いと交流のあるまち

基本的政策 1

臨海部コンビナート地区の
持続的活用と産業の振興

1 臨海部コンビナート地区の操業環境、産業基盤整備による事業所の存続

2 産業の高度化による競争力強化

3 新規産業の誘致と継続的な雇用の維持・創出

基本的政策 2

四日市の魅力の再発見と
滞在・体験型観光

1 物産による魅力の発信

2 観光による魅力の発信

3 情報発信の強化

基本的政策 3

自律的な暮らしを支える
買い物拠点の再生と地産地消

1 買い物拠点の再生

2 農業生産における地産地消の推進

3 買い物拠点のバリアフリー化

基本的政策 4

生涯を通じた社会参加が
可能な環境整備

1 継ぎ目のない活躍の場づくり

2 活躍人材づくり

3 マッチング機能の強化

4 生涯現役で働きがいのある環境づくり

基本的
政策
1

臨海部コンビナート地区の 持続的活用と産業の振興

本市の産業の象徴的な地域である臨海部コンビナート地区の操業環境*整備や研究開発機能の集積に向けた支援を積極的に図るとともに、その他の産業立地可能な地域においても、今後成長が見込まれる新規産業の誘致を行い、持続的な産業振興により安定的な雇用を維持します。

現状と課題

臨海部コンビナート地区においては、世界的な競争の激化によって、汎用品の生産が海外などへ移転する動きがさらに加速し、空洞化に対する懸念が高まる中で、この10年間、従来の基礎素材型製品の製造から機能化学品などの高付加価値型製品の製造へ転換が図られてきました。

例えば、平成13年5月、コンビナート立地企業と行政とが一体となり「四日市市臨海部工業地帯再生プログラム検討会」を設置し、さまざまな協議・検討を行う中で、平成15年4

月に「三重県技術集積活用型産業再生特区」として認定を受け、高付加価値化が進展するとともに、関連産業として半導体企業などの投資拡大にも大きな成果がありました。

また、平成20年には、高度部材・環境・省エネルギーを中心とした研究開発機能、企業支援機能、人材育成機能をもつ拠点として「高度部材イノベーション*センター（AMIC）」を開設し、多様な機関の連携と多様な人材の育成が進められています。

■企業立地奨励金による民間投資額

	交付件数	投資総額（百万円）
H13	10	7,410
H14	25	15,596
H15	34	20,473
H16	33	29,430
H17	29	16,283
H18	32	114,670
H19	41	15,715
H20	50	271,835
H21	58	28,853
計	312	520,265

■民間研究所立地奨励金による民間投資額

	交付件数	投資総額（百万円）
-	-	-
-	-	-
H15	1	49
H16	2	180
H17	4	996
H18	3	1,244
H19	1	2,461
H20	5	2,181
H21	4	9,788
計	20	16,899

平成 20 年工業統計における本市の製造品出荷額等は 2 兆 7044 億円で、全国の都市の中で 12 位と日本を代表する工業都市の一つとなっています。また、新規設備投資の誘発と新規立地企業の誘致を進めるための企業立地促進条例も、年々実績が増加しており、平成 21 年度は 31 社 58 事業と効果的な運用が図られていることから、今後も、さらに内容を充実して継続することが必要です。

一方、臨海部のコンビナート地区では、高付加価値型への構造転換に伴い、

ある事業所においては 35 万㎡の空地（遊休地）が生まれており、今後、既存ストック*の有効活用を図る観点から、利活用を具体的に検討する状況となっています。

また、雇用面では、平成 21 年度雇用実態調査における平均採用人数が 6.7 人と減少（平成 20 年度 7.3 人）していることから、雇用状況は厳しいことがうかがえ、引き続き、地域に定着した事業所による安定的な事業継続による雇用（就労）の維持が強く求められています。

重点的な施策

◆ 臨海部コンビナート地区の操業環境、産業基盤整備による事業所の存続

コンビナート立地企業と行政とが一体となった協議の場を活用して、企業活動に関する課題の検討を行い、操業環境*整備、産業基盤整備に関する具体的な活性化策の構築を行います。また、総合経済特区など国の制度の活用も模索していきます。なお、既存支援制度の充実も図っていきます。

企業内空地の有効活用に関しては、次のような課題について協議を行います。

- ・事業所間を連絡する道路整備
- ・ユーティリティ^(注)の有効活用による地域エネルギー供給等の副次的活用方策
- ・工場立地法に基づく緑地を市民に触れ合えるような場所に設置するこ

とができる制度の検討など、企業との協働による緑地空間の創出

- ・企業用地の有効活用に向けた、土壌汚染対策に関する調査・研究など

なお、埋立中の石原地区（浚渫土砂埋立区域）については、将来的には企業活動の成長を支援するための産業空間となりうるものであり、土地の活用に向けて四日市港管理組合等と十分に協議を行っていきます。



コンビナート

(注) ユーティリティ

工場の運転に必要な電力などを扱う自家発電設備などの用役設備。

◆ 産業の高度化による競争力強化

生産拠点のすぐ近くで、新製品の研究開発を行い、試作・製品化へと結びつけていく実証工場の集積を図るため、各事業所における研究開発機能の集積促進に向けたより一層の支援を行います。

また、本市の中小製造業者が有するものづくり力の強化を図るため、企

業・大学等との産学・産産連携による研究開発や、「試作サポーター四日市*」のような企業・団体などによる共同の取り組みへの支援を行います。さらに、中堅技術者研修の拡充など、中小企業における優れた技術者の育成を支援していきます。

◆ 新規産業の誘致と継続的な雇用の維持・創出

臨海部をはじめ産業立地が可能な土地において、環境や医療・健康などの成長分野における新たな立地を誘発する制度構築を図ります。

また、中心市街地周辺においても、情報・デザインなど都市型産業の導入を図ります。

さらに内陸部における既存の工業

用地に隣接する区域等では高付加価値型産業*の立地を図ります。

このようなさまざまな取り組みを推進することにより、市内の高校生や専門学校生、大学生を積極的に受け入れる事業所を集積し、雇用の維持・創出に努めます。

基本的
政策
2四日市の魅力の再発見と
滞在・体験型観光

豊かな四日市の魅力を掘り起こし、市民が四日市の魅力を再認識し、四日市として誇れるものをブランド化します。また、産業都市の歩みの中で蓄積された宿泊施設や飲食店等の集積を生かしたビジネス観光の充実を図ります。

現状と課題

西は鈴鹿山系、東は伊勢湾に面し、臨海部の工業集積、中心部をはじめとする市街地、半農半工の兼業農家によって保全されてきた農地が明確に分かれ、バランスのとれた土地利用が行われ、豊かな自然環境と都市・産業基盤など多くの資源に恵まれています。

これらは、観光資源としても魅力あるものとなっており、特に、臨海部には市民に親しまれる港づくりが進められている四日市港、特徴ある産業遺産、コンビナートの工場景観があり、ほかにも四日市萬古焼の生産地区に代表される産業観光*の資源も有しています。

一方、来街者を受け入れる主な宿泊施設の客室総数は約1,800室にのぼるとともに、現在もビジネス系ホテルの立地も進んでおり、滞在型のビジネス

や観光の受入体制は充実しています。

しかし、市民アンケートによる「観光・コンベンション^(注)」についての市民満足度は「やや不満」の傾向にあり、それに対する期待度は上昇していることから、このような多彩な資源を有機的につなぎ、ネットワーク化を図ることが求められています。

また、物産についても、全国第3位の生産量を誇る伊勢茶や大矢知手延素麺、地酒、四日市萬古焼に代表されるように、農産物から工業製品まで全国に誇れる豊富で多彩な地場産品があるものの認知度は低い状態であり、四日市が持つ歴史や文化、産業、自然などの優れた資源を活用して、四日市独自の魅力を情報発信できる四日市ブランドの構築が必要です。

(注) コンベンション

大規模な集会や会議、見本市・展覧会。

■ 四日市の物産・観光

主な特産品

四日市萬古焼、大矢知手延素麺、伊勢茶、地酒、食用油、シクラメン、梨、メロン、トマト、日永うちわ、タオル

主な観光

宮妻峡、もみじ谷、智積養水、吉崎海岸、伊坂ダムサイクルパーク、ふれあい牧場、四日市スポーツランド、四日市港ポートビル、オーストラリア記念館、潮吹き防波堤、末広橋梁、内部八王子線（特殊狭軌線）

主な日本一

萬古焼「土鍋」生産高、蓄養はまぐり出荷高

重点的な施策

◆ 物産による魅力の発信

生鮮野菜、肉類、魚介類、麺類、乳製品、飲料、酒類、調味料、萬古焼等の器類などの食卓のすべてが揃う豊富な地場産品を生かした魅力を発信する企画や、多くの酒蔵に供給されている鈴鹿山脈の伏流水の「おいしい水」を生かした特産品のほか、さまざまな物産開発及び宣伝、販路開拓・拡大について、(財)三重北勢地域地場産

業振興センターを中心とした農林水産業・商工業団体による取り組みを促進します。

また、商工会議所や農協、漁協をはじめとした多様な主体の連携により、農水産物を地域で加工、販売したり、観光産業と結びつけることなどが可能となる仕組みを構築します。



萬古焼



大矢知手延そうめん

◆ 観光による魅力の発信

産業集積を背景としたビジネスをはじめとした多様な来訪者に、四日市を楽しんでいただけるよう、観光協会や商工会議所を核として、市内観光の情報発信や案内機能の充実を図るとともに、集積度の高い飲食店と朝市や、工場の夜景と光のイベントの組み合わせなどの企画によりリピーターを増やす取り組みを進めます。

また、コンビナートの工場群や酒蔵、窯元など既存の資源を生かすとともに、工場敷地内からの工場見学や従業員による解説など、事業者と一体となった産業観光*の仕組みづくりを推進します。

さらに、体験型観光や、近隣の観光資源を含めた広域的なネットワーク化にも取り組みます。

この結果、市民一人ひとりが地域の魅力を再認識して、おもてなし意識が根付き、また、地元で暮らす者の誇りにつなげていきます。



四日市港ポートビル

◆ 情報発信の強化

地域の農林水産業、商工業、観光に携わる事業者や、観光協会及び行政等による協議会組織などを立ち上げ、地域の農産物や地場産品、工業製品の販路開拓や観光資源の効果的な情報発信に取り組みます。そのため、ターゲットを意識した広報戦略の構築やメディアの有効活用を図ります。

また、四日市萬古焼の土鍋や携帯電話に使用されるリチウムイオン電池の電解液や半導体用フォトレジスト(注)など、「四日市の日本一」や「四日市発」をキーワードとして、四日市として誇れるものをブランド化し、四日市のイメージと認知度を高める取り

組みについて、協議会を中心に地域メディア等と連携しながら進めていきます。そのため、すでに販売戦略に成功している地元企業の例などを参考に、継続的な情報発信も含め、首都圏の商店街への、都市と農村の交流を目的としたアンテナショップ*の展開を推進します。また、海外姉妹都市*、友好都市*との連携なども視野に入れ、新たな経済交流や販路開拓に向けた効果的なシステムづくりを行います。

さらに、シティセールス*の観点から、全国的・世界的な学会、大会等の招致活動を行うとともに、新たな支援制度の創設をしていきます。

(注) フォトレジスト

光に反応して化学的に作用・変化する樹脂で、感光性樹脂とも呼ばれ、半導体・フラットパネルディスプレイ等の微細加工する過程で必要不可欠な材料として広く用いられている。

基本的
政策
3

自律的な暮らしを支える 買い物拠点の再生と地産地消

食料品をはじめとした日常的な生活物資を、地域の産品を主体として安心して継続的に確保できるよう、自律的な暮らしを支える買い物ネットワークを確立するため、四日市の名称の由来でもある「定期市」や、既存商店街、郊外型大型店舗を買い物拠点として、それぞれの役割に基づき維持再生を進めます。また、生産者との連携の強化や高齢者等の買い物弱者の利便性向上を図ります。

現状と課題

中心市街地は、県下随一の商業と都市機能の集積地としてにぎわってきましたが、人口が中心市街地から郊外へ拡散したことやモータリゼーション*の進展とともに活力を失いつつあり、一方、郊外型の大型店舗（店舗面積 3,000 m²以上）は 17 店舗に上り、地域の買い物の拠点となっています。

このような中、市政アンケート調査では、中心市街地の活性化対策には期待度が高いにもかかわらず、満足度はかなり低くなっていることから、中心

市街地の魅力を高める必要があります。

また、市内 15 地区に 17 カ所開かれている定期市は、地産地消*の流通の定着した機能として、また、人・文化の交流拠点としての機能を担ってきましたが、近年、担い手の高齢化などにより店舗数が減少するなど衰退化しつつあり、最大規模の慈善橋即売場は河川改修による存続の判断が迫られているなど、定期市の活性化に向けた取り組みが必要となっています。

■小売業のすう勢

年	店舗数	従業者数(人)	年間商品販売額(百万円)	売場面積(m ²)
平成 9	3,257	18,263	383,069	381,307
11	3,251	21,278	385,515	406,886
14	2,871	20,212	335,841	403,151
16	2,654	18,586	334,884	399,675
19	2,538	18,524	367,028	437,781

(商業統計調査)

店舗数は減少しているが、売場面積は増加していることから、店舗の大型化が進んでいることが伺える。

重点的な施策

◆ 買い物拠点の再生

市民に愛着をもたれ存続が望まれる定期市については、生産者による新規参入促進を図るとともに、にぎわい創出のためのイベント開催や情報発信等の支援充実を推進します。なかでも、慈善橋即売場については、定期市存続に向けて取り組む担い手に対して効果的な支援策の具体的検討を行います。

中心市街地の複合型商業集積に対して、引き続き活性化に向けた支援を行うとともに、アーケードやカラー舗装などを有している中心商店街については、車両乗り入れ禁止による安全な歩行空間であることを積極的に生かし、商業だけでなく、文化施設や福祉・医療施設なども立地した、高齢者や若者にも受け入れられる街としての再生を支援します。また、デザイン・出版等の都市型産業の誘致に向けて支援策の充実を図ります。

それとともに、市民や商業者等が主

体的に参画した協議・検討の場を設け、それぞれの役割を明確にした行動計画等を策定するとともに、すべての当事者が連携して確実な事業推進に取り組んでいきます。

地域において日常の買い物を支える商店街について、維持・再生に向けた支援を行うとともに、住宅団地の商業ゾーン等において買い物拠点としての再生を図る取り組みに対して支援していきます。

また、郊外型大型ショッピングセンターも、今後は、買い物拠点としてだけでなく、市民の交流の場としての利活用が期待されます。そこで、市民の利便性の確保を図るため、高齢者をはじめ交通弱者*の増加に対応すべく、バス路線の充実の検討を進めるとともに、多くの市民が集えるような空間創出に向けた新たな取り組みなどを支援していきます。

◆ 農業生産における地産地消の推進

四日市で生産された農畜産物や加工した商品を、消費者に提供できる機会を増やし安全安心を実感できるしくみづくりや、地産地消*レシピ等の情報発信、地産地消*を実践している

市民や団体、事業者のサポーター登録制度導入などのさまざまな取り組みにより地産地消*を推進し、その結果として生産と消費が拡大することによる地産他消へと展開を図ります。

◆ 買い物拠点のバリアフリー化

定期市において、段差解消や通路の拡幅など、高齢者や障害者にとってゆっくり買い物ができる施設整備に対する支援や、交通施策との連携を図りながら移動手段の確保についても検討します。

さらに、外出も困難な高齢者等も、生鮮品をはじめ日常の買い物ができるように、宅配システムの周知をより一層強化するとともに、移動販売などの起業支援の制度充実を図ります。



慈善橋即売場

基本的
政策
4生涯を通じた社会参加が
可能な環境整備

団塊の世代をはじめ、男女を問わずあらゆる人々の社会参加、地域への貢献を推進するため、就労と市民活動の機会を充実し、すべての市民が生きがい（働きがい）のある豊かな人生を実感し、生涯を通じて社会参加できる環境整備を進めます。

現状と課題

少子高齢社会の到来や市民ニーズの多様化により、福祉や環境、防災・防犯などの幅広い分野において、行政だけでは十分に解決できない地域課題が存在し、市民との協働により課題解決に向けた取り組みを進めていくことが必要不可欠となっています。

このような中、自治会による多様な取り組みのほか、本市が発祥の地といわれる青色回転灯パトロールカー*や生活バスよっかいち*、大規模公園の維持管理などの先進的な市民活動が行われており、平成 17 年度から 3 年間「市民活動による地域再生計画」が国から認定され、3 団体が内閣府から支援を受け、現在では、NPO*法人認証数も 100 団体にのぼるなど、さまざまな団体が地域における新たな公

共サービスの担い手として、多方面で活躍しています。

一方、本市でも約 1 万 6 千人の団塊の世代（1947～1949 年生まれ）が、定年退職期を迎えています。各地域で市民活動を担っていただけるよう、活躍の場とマッチングするしくみについて、現在、活動している団体への支援など、さらなる充実が必要です。

また、社団法人四日市市シルバー人材センターは、高齢者がこれまでの経験で培った知識・技能を生かした仕事を提供するとともに、ボランティア活動を通じた地域貢献を行っており、今後とも、このような取り組みを十分担っていただけるよう支援していく必要があります。

重点的な施策

◆ 継ぎ目のない活躍の場づくり

「働く」という概念を、給料などの対価を受けて働くことだけでなく、サラリーマンであれば、退職後に人のため社会のために貢献することも働くこととしてとらえ、すべての市民が生涯を通じて「働く」ことができる環境として、仕事、コミュニティビジネス^(注)または市民活動を通じた活躍の場づくりを進めます。

(注) コミュニティビジネス

地域の課題を地域住民が主体的にビジネスの手法を用いて解決する取り組み。

特にコミュニティビジネスについては、生きがい（働きがい）を生み出し、地域社会の活性化に寄与することから、ビジネス創出のための相談を、行政の各部局が、各活動分野における中間支援NPO*と連携して、ワンストップ*で対応できる体制の充実なども図ります。

◆ 活躍人材づくり

学生から就業者、高齢者など、あらゆる世代が地域社会で活躍できる人材づくりのために、市民活動にかかる講座やワークショップの開催により、人材育成や意識啓発に取り組めます。



◆ マッチング機能の強化

地域に貢献したい人のために、就職情報と市民活動団体の情報が一元的に収集できる場の創出と、市民活動と人材をマッチングさせる機能について、団塊の世代やシニアを中心に人材の活用において先導的な役割を担っているNPO*の協力も得ながら、例

えば「なやプラザ」の活用も含めて、より一層の充実に努めます。

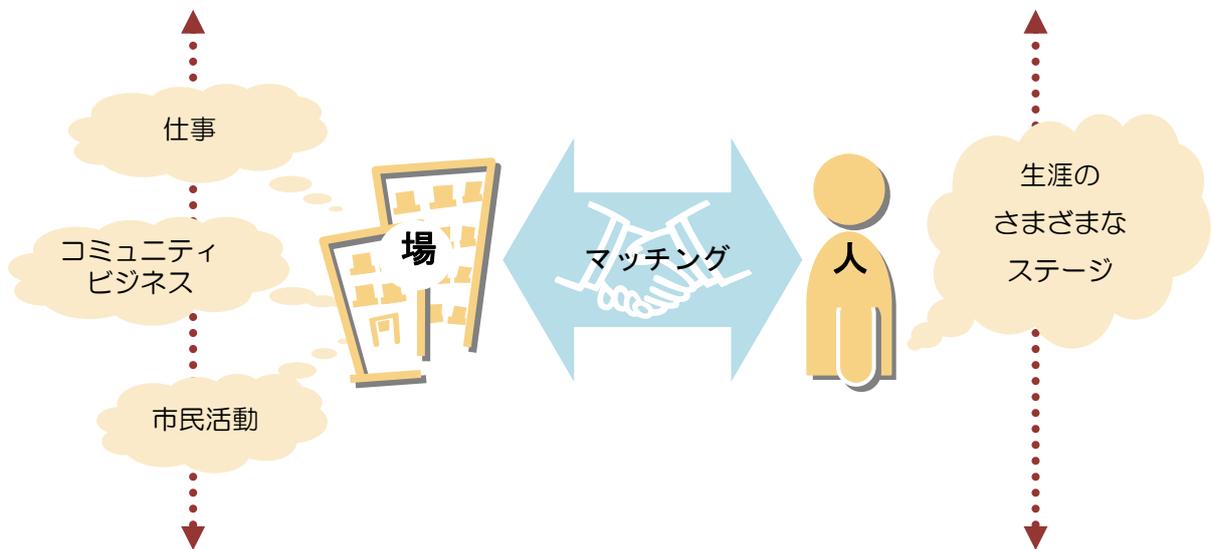
また、非営利の市民活動が安定して継続するためのしくみとして、社会貢献に積極的に取り組んでいる企業との協議の場づくりを行います。

◆ 生涯現役で働きがいのある環境づくり

自治会、ボランティア及びNPO*等、さまざまな市民活動団体がこれまで担ってきた役割をお互いに十分理

解し、さらに市全体として、新しい公共*としての市民協働を推進するシステムづくりを行います。

■生涯を通じた社会参加の概念図





誰もが自由に移動しやすい 安全に暮らせるまち

基本的政策 1

市民の暮らしを支える
公共交通機関の利用促進

- 1 市民・地元関係者（企業）、交通事業者との連携による公共交通網の整備
- 2 まちづくりと連携した公共交通網の利便性向上
- 3 高齢者や障害者のための新たな交通手段の導入

基本的政策 2

地域を支える道路空間
づくり

- 1 自転車や公共交通機関と連携した誰もが移動しやすい道路空間整備
- 2 市民生活や産業活動を支える道路空間整備

基本的政策 3

産業と市民生活を支える
港づくり

- 1 港湾機能の強化
- 2 まちづくりと一体となった港づくり

基本的政策 4

市民と行政とで築く安全な
まちづくり

- 1 地域防災力の強化
- 2 一般住宅の耐震化
- 3 公共施設の有効活用
- 4 消防力の強化・消防救急体制の充実
- 5 総合治水対策の推進

基本的
政策
1市民の暮らしを支える
公共交通機関の利用促進

少子高齢社会を迎え、高齢者をはじめとする交通弱者*にとって、公共交通は日常生活に不可欠な移動手段であるとともに、本市の重要なインフラのひとつであることから、市民・地元関係者（企業）、交通事業者と連携して公共交通機関の利用促進を図るとともに、支援のあり方を検討し、持続可能な公共交通を実現します。

現状と課題

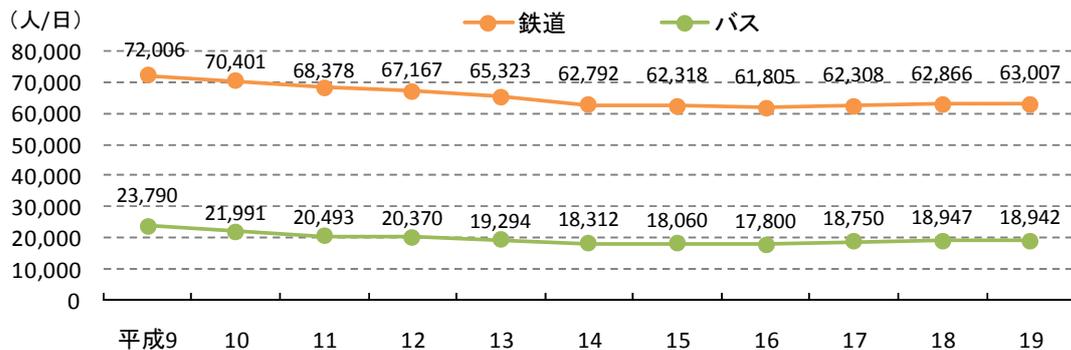
本市は高度成長期の公害問題から郊外に大規模な団地開発が進み、臨海部の就業地と居住地が分離した都市構造となっています。

また、市街地の拡大にあわせてバス路線も増加し、市民の大半は公共交通を利用できる環境にありますが、本市の自動車依存率は昭和46年から平成13年で倍増（62.6%）し、自動車依存率の高い中京都市圏の平均56.3%を上回っており、今後もしばらく増加す

る見込みです。

自動車依存率の高まりにより、公共交通機関の利用者は減少傾向が続いており、現在、市民自主運行バス「生活バスよっかいち*」の支援を行うとともに、不採算バス路線である山城富洲原線、神前高角線、磯津高花平線の3路線を市が運行委託することにより、維持していますが、今後、鉄道、バス路線の減便や廃止が進むことが懸念されます。

■市内の1日あたり鉄道、バス乗車人員の推移



重点的な施策

◆ 市民・地元関係者（企業）、交通事業者との連携による公共交通網の整備

利用者である市民・地元関係者（企業）、交通事業者、行政のそれぞれの役割分担を定め、運行本数などのサービス向上や駅前広場や駐輪場の整備などに連携して乗り継ぎを含めた公共交通の利用環境の改善を図るとともに、公共交通を利用した散策ルートの発掘やウォーキング大会などの利用促進施策を展開し、鉄道や主要バス路線の利用促進を図ります。

特に、経営内容が悪化している鉄道支線について、事業者による運営手法の見直しを促すとともに、事業継続に向けて支援等を行います。

また、不採算バス路線について、代替交通として、住民や地元関係者が参画して運営するコミュニティバス*、乗合タクシー等の導入について検討を行います。



生活バスよっかいち

◆ まちづくりと連携した公共交通網の利便性向上

まちづくりと連携し、中心市街地や郊外団地などを結ぶバス路線の充実、利便性の向上を図るほか、丘陵地の住宅地と鉄道駅や病院・ショッピングセンターなどを結ぶバス路線の検討を

すすめるとともに、土地利用政策と連携して公共交通軸沿線に住宅や道路、公園等の施設や人口の集約を図ります。

◆ 高齢者や障害者のための新たな交通手段の導入

公共交通機関利用が困難な障害者等のためにNPO*や社会福祉法人等が運営するスペシャル・トランスポート・サービス（福祉有償運送^(注)等）

について、事業主又は事業実施を希望する事業主への適切な支援・指導を行います。

^(注) 福祉有償運送

NPO*や社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障害者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのことで、事業開始にあたっては市町村等が主宰する運営協議会の協議を経て、運輸支局に登録申請を行う必要がある。

基本的
政策
2

地域を支える道路空間づくり

快適な市民生活や円滑な産業活動が行えるよう、渋滞緩和と自動車利用抑制策を組み合わせた人や環境にやさしい安全安心な道路空間づくりに努めます。

現状と課題

本市は国道1号、国道23号を中心とする南北交通の渋滞緩和と、市域西部に広がる郊外団地などの居住地域と臨海部の就業地域を結ぶ東西交通の渋滞緩和を目的とした道路整備を集中的に行ってきましたが、南北方向の慢性的な渋滞や朝夕を中心とした東西方向の渋滞は解消されていません。

新名神高速道路の開通や伊勢湾岸道路（東海環状自動車道）、北勢バイ

パスなどの広域道路網の整備により、通過交通による自動車交通需要の増大が予測されます。

道路整備には多額の費用がかかることから、産業活動やライフスタイルの変化を的確に捉え、整備路線を見直すとともに、日常生活を自動車に依存しないまちづくりを進めるため、既存ストックの有効活用^(注)を行う必要があります。

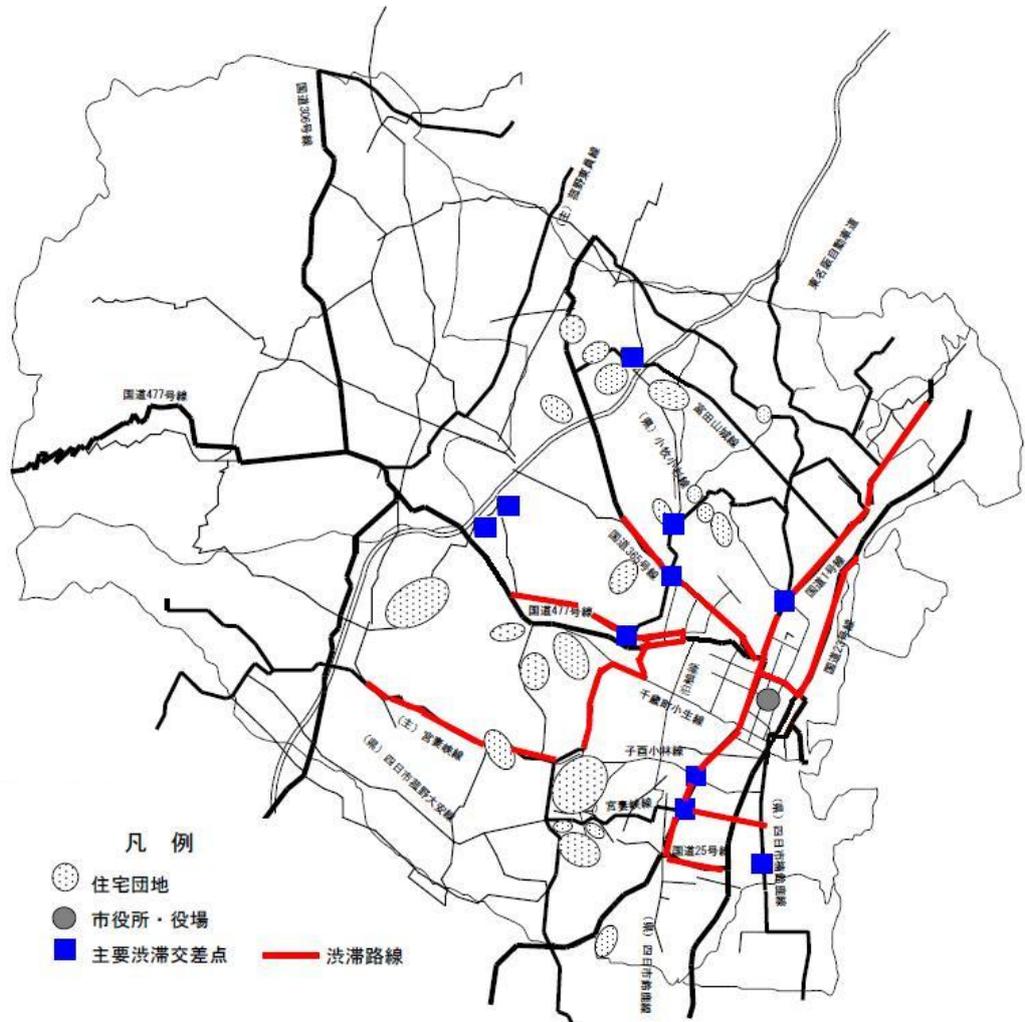
(注) 既存ストックの有効活用

道路整備により一定確保された道路空間が利用者の視点から使いやすいものとなるよう、今ある道路空間にさまざまな工夫を取り入れて効果を最大限に発揮する取り組み。



北勢バイパス

■平成20年度末都市計画決定路線の改良率(暫定供用含む) 74.5%



出典：三重県第4次渋滞対策プログラム（平成19年3月）

重点的な施策

◆ 自転車や公共交通機関と連携した誰もが移動しやすい道路空間整備

中心市街地や鉄道駅周辺の市街地、主要バス路線が通過する郊外の住宅団地などの既存の道路空間を有効に維持・活用していくため、歩行者や自転車利用者の安全に配慮するとともに、障害者や高齢者に配慮したユニバーサルデザイン^(注)を取り入れた道路

空間を整備します。

また、駅やバス停につながる自転車歩行者道、自転車専用レーンの整備、利用しやすい駅前やバス停の環境づくりなど、自転車や公共交通機関と連携した誰もが移動しやすい道路空間を整備します。



整備された自転車道

^(注) ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。

◆ 市民生活や産業活動を支える道路空間整備

南北方向の慢性的な渋滞や朝夕を中心とした東西方向の渋滞を解消するため、都市内の通過交通を排除するバイパスや環状道路の整備促進、既成市街地における交差点や渋滞ネック箇所*を整備します。

なお、人口推移や交通量、まちづくりの基本方針などにあわせて、長期間未着手となっている都市計画道路を見直し、重点化するとともに集中的に整備します。

基本的
政策
3

産業と市民生活を支える 港づくり

中部圏における国際ゲートウェイ*としての役割を果たし、背後圏産業の発展を支えるとともに、人々が憩い、楽しむことができる市民に親しまれる港づくりに努めます。

現状と課題

四日市港は、明治 43 年に第 2 種重要港湾に指定された当初は綿花・羊毛の輸入港として、また、昭和 40 年代には石油化学コンビナートとしてシーバース*を備えた重化学工業の原材料輸入と製品の輸出拠点となりました。

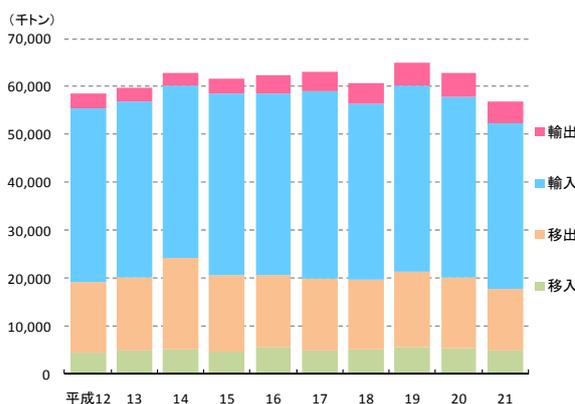
また、内陸部に自動車製造拠点が整備されると完成自動車の輸出拠点、石炭、鉱石等のばら荷（バルク）*貨物の輸入拠点としての役割もあわせ持つなど、背後地の産業と緊密に結びつ

いた工業港として産業構造の変化に柔軟に対応してきました。

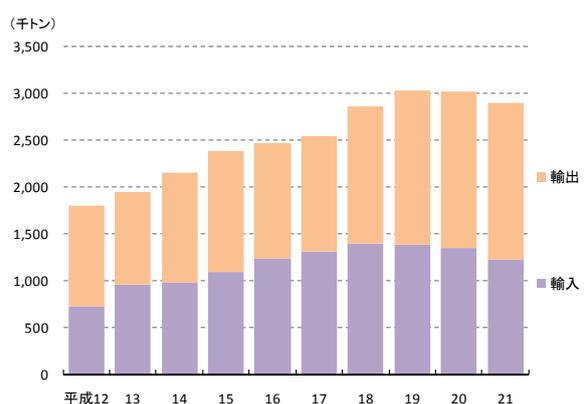
また、貨物のコンテナ化*への対応も進め、平成 16 年には伊勢湾としてスーパー中枢港湾^(注1)の指定を受け、伊勢湾スーパー中枢港湾育成プログラムに基づき、さまざまな取り組みを行い、背後地産業の物流コスト削減を通じて、企業の価格競争力の維持・向上と、雇用を通じて市民生活を支えてきました。

〔四日市港の港勢〕

■総取扱貨物量の推移



■外貨コンテナ貨物量の推移



さらに平成 22 年には、民間団体・企業と一体となり国際コンテナ戦略港湾^(注2)の選定に向けた取り組みを行いました。京浜、阪神の次点という結果に終わりました。

しかし、経済活動が国際化しており、四日市港は名古屋港と一体となって、国際的な産業の中核である中部圏域を物流面で強力に支える港として、さ

らなる機能強化・連携を図っていくことが求められています。

また、港内の緑地、ポートビル展望展示室の整備を進めてきましたが、それぞれが分断化されていることから、港内の近代化産業遺産*などを含めて市街地とネットワーク化し、魅力的な親水空間*を創出することが求められています。

(注1) スーパー中核港湾

日本のコンテナ港湾の国際競争力を重点的に強化するため、官民が連携して港湾の重点投資や機能強化を進め、アジア主要港に対抗できる国際拠点港を育てるプロジェクト。伊勢湾（四日市港・名古屋港）京浜（東京港・横浜港）、阪神（大阪港・神戸港）の三港湾が指定された。

(注2) 国際コンテナ戦略港湾

アジア諸国の港湾との国際的な競争が激化するなか、コンテナ港湾について、さらなる「選択」と「集中」により国際競争力を強化し、「港湾におけるコスト低減策の集中」及び「基幹航路貨物の国内貨物の集荷」を推進するメインポートを確立するプロジェクト。京浜（東京港・川崎港・横浜港）、阪神（大阪港・神戸港）の二港湾が指定された。

重点的な施策

◆ 港湾機能の強化

コンテナ、バルク、自動車、エネルギーの全てを扱う総合港湾として、より一層機能を強化し、四日市のみならず中部圏の産業を物流でしっかり支えていきます。そのために、将来的な名古屋港との一港化も視野に入れ、「国際産業ハブ港*」として、まずは寄港コストや手続きの簡素化につながる「一開港化」の早期実現や、港湾事業者との連携によるコンテナターミナル施設*の使用料引き下げなど、さらなる港湾コストの低減に努めます。また、高速道路網を生かした広域からの貨物集約や、ゲートオープン時間の拡大などの荷主へのサービス向上に努め、名古屋港と緊密に連携して

伊勢湾全体のモノの流れを増加させます。また、霞ヶ浦地区から背後の伊勢湾岸道路との円滑な連絡を図り、名古屋港との物流軸を強化するため、災害時の代替性の確保にも資する臨港道路霞 4 号幹線の整備を促進するとともに、霞ヶ浦地区から南方面への道路に関する調査検討を進めます。

臨港地区及び背後地産業の物流の効率化に伴い大型化する石炭、鉱石等を輸入するバルク船に対応するため、岸壁、泊地などの港湾施設の改良を行うとともに、企業の専用バースについては、関係機関と積極的に諸調整を図り、機能の充実・強化に努めます。

◆ まちづくりと一体となった港づくり

四日市港管理組合と連携し、四日市地区の工場跡地活用等を推進するため、分区*規制のあり方の見直しなどに取り組み、まちづくりと一体となった臨港地区の再整備を進めます。

大型客船などの寄港については、旅客船を利用した伊勢観光に加え、新名神高速道路の開通に伴い、京都方面の観光需要も高まっていますが、現状は貨物船との調整をしながら霞ヶ浦地区のふ頭を利用していることから、四日市港長期構想^(注)に位置づけられている四日市地区(千歳町)での旅客船ふ頭の計画を促進します。

臨港地区に点在する緑地を活用し

た親水空間*のネットワーク化やポートビル展望施設の利用促進を図るとともに、港湾の夜景や荷役作業、重要文化財及び近代化産業遺産*に指定されている「末広橋梁」や「潮吹き防波堤」などの港湾景観を産業観光資源として活用し、自転車を生かしたまちづくりと組み合わせて、例えばJR四日市駅からの周遊コースを設定したり、駅に港の紹介看板を設置するなど、市民に親しまれる港づくりを進めます。

一方、霞ヶ浦地区においても、霞ヶ浦緑地内の既存施設の有効活用を図り、より一層の市民の憩いの空間を充実していきます。

^(注) 四日市港長期構想

学識経験者、港湾利用者等で組織された「四日市港長期構想検討委員会」での検討を経て、平成21年8月に、四日市港管理組合が、概ね20年後を想定した四日市港の将来像と、その実現に向けた取り組みを取りまとめたもの。



末広橋梁



潮吹き防波堤

基本的
政策
4市民と行政とで築く
安全なまちづくり

あらゆる災害から市民の生命と財産を守るには、市民と行政が一体となって災害発生時の被害の未然防止や軽減を図る必要があります。そのため、市民自らが守るという自助*、自主防災組織*など地域で守るという共助*の取り組みを支援し、地域の防災活動体制の充実を図るとともに、建築物ストック等の耐震化や治水対策に取り組み、安全なまちづくりに努めます。

また、公共施設のストックマネジメントを適切に実施し、市民や事業者のニーズに即応した弾力的な対応を行います。

現状と課題

近い将来、東海地震や東南海・南海地震の発生が予測され、特に、本市は東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていることから、地震防災を喫緊の課題としてとらえ、建築物等の耐震性強化や消防救急体制の強化を進めてきました。

耐震化については、四日市市耐震改修促進計画に基づき、公共施設についての耐震化を進めており、また、耐震面で不安がある昭和56年の建築基準法改正前に着工された民間住宅・建築物についても補助金等による支援を行い、耐震化を促進しています。

しかし、耐震化の必要な住宅は、高齢者の所有が多いこと、多額の工事費が負担となること等から、耐震化が遅れています。

災害への備え・対応については、市内の自主防災組織*の活動支援を行う

とともに、防災資機材*の配備、防災リーダー*の養成を進めてきたところですが、これからも、「自らの命は自らが守る」という防災の基本にたち、適切な避難行動の実現や市民が主体となった組織による避難所運営、災害時要援護者*への対応などを行える地域づくりが重要です。

風水害対策については、地球温暖化による影響などから、これまでに経験の無いような集中豪雨や大型化する台風が危惧されており、気象情報の収集や気象・避難情報等を適切に市民等へ提供することの重要性が高まっています。

治水対策については、本市の市街地は総じて地盤が低く、天井河川が多いため、時間雨量50~75mm(概ね5~10年確率)の大雨に対応するべく、河川や排水ポンプ場などの効率的・効果的

な整備を進めています。

しかし、近年では局所的に大量の降雨を記録する集中豪雨が発生しており、民有地の雨水浸透性や保水力の向

上も含め、市民や企業と連携した総合治水対策への取り組みを進めていく必要があります。

重点的な施策

◆ 地域防災力の強化

自らの命は自ら守り、地域で助け合えるよう、地域の実情に合わせた体制づくりや人材育成、災害対応、災害時要援護者*への支援策等について引き続き推進します。また、地域における専門的な知識を有する人材のネットワーク作り等について、積極的に働きかけていきます。

さらに、重大な災害・危機発生時及び発生が予想される場合において、迅速で正確な情報収集や市民等への情報提供を行うなどの体制整備を行う

とともに、大規模な被害が生じた場合に備えライフライン企業*等と協同し、迅速な対応、復旧を図るための計画づくりを進めます。



自主防災隊による防災訓練

◆ 一般住宅の耐震化

市全体の建物の耐震性の確保を目指すため、一般住宅の耐震診断、耐震補強を建築の専門家と連携して支援策を講じるとともに、さまざまな機会

をとらえて耐震化の重要性や支援制度の啓発を行い、住宅の耐震化の促進を図ります。

◆ 公共施設の有効活用

公共施設の耐震化を進めるとともに、学校、幼稚園、保育園、文化会館や地区市民センターなどの計画的な整備や修繕による維持管理経費の低減や公共施設の長寿命化を図るストックマネジメント^(注)に取り組みます。

また、遊休化する学校施設や社会情勢の変化に伴い用途を見直すべき公共施設については、市民や事業者のニーズに即応した用途に改変するなど弾力的な対応を図ります。

^(注) スtockマネジメント

既存の施設(ストック)を有効に利活用するとともに、長寿命化を図る体系的な手法のこと。

◆ 消防力の強化・消防救急体制の充実

消防力の強化・消防救急体制の充実を図るため、消防指令センターの共同運用を桑名市と取り組んできましたが、引き続き県域共同整備による消防救急無線のデジタル化など消防広域化の流れに対応するとともに、大規模災害発生時における初動体制の強化や消防署所の配置や出動範囲の適正化を行います。また、増加する救急需要に対応するため、適切な救急搬送を行うとともに、医療機関との

連携強化に向けた協議・検討を進めます。



はしご付消防車

◆ 総合治水対策の推進

雨に強いまちづくりを進めるため、排水ポンプ場などの計画的な治水対策を進める一方、透水性舗装*や浸透枡などの雨水貯留浸透施設*の設置を進めます。

また、市民や企業に対して、雨水貯留浸透施設設置のPRを行い、民間所有地における雨水浸透性や保水力の保全・向上を促進します。



市民が支えあい 健康で自分らしく暮らせるまち

基本的政策 1

安心して子どもを産み、
育てられる社会の実現

- 1 保育サービスの充実
- 2 学童保育サービスの向上
- 3 子育てを支援する社会環境の整備
- 4 相談体制の充実

基本的政策 2

地域で安心して生活できる
環境づくり

- 1 地域福祉をサポートする機能の充実
- 2 地域医療体制の整備
- 3 地域福祉を担う人たちの活動支援

基本的政策 3

子どもから高齢者まで
元気で暮らせる健康づくり

- 1 生涯を通じた健康づくりの促進
- 2 食を通じた健康づくりの促進
- 3 心の健康づくり支援体制の充実

基本的政策 4

自分らしく暮らせる
まちづくり

- 1 人権教育・啓発推進プログラムに基づく取り組み
- 2 就労・教育環境等の整備
- 3 バリアフリーに向けたきめ細かい対応
- 4 虐待・暴力の防止に向けた取り組み

基本的
政策
1安心して子どもを産み、
育てられる社会の実現

急速な少子化が進行する一方、子育てに対するニーズが多様化する中で、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長できる環境の整備に努めます。

男女を問わず子育てに参画し、女性も社会の中で大きな役割を担える社会の実現を目指した子育て支援の充実を図るため、地域・事業者・行政が一体となって取り組みを進めます。

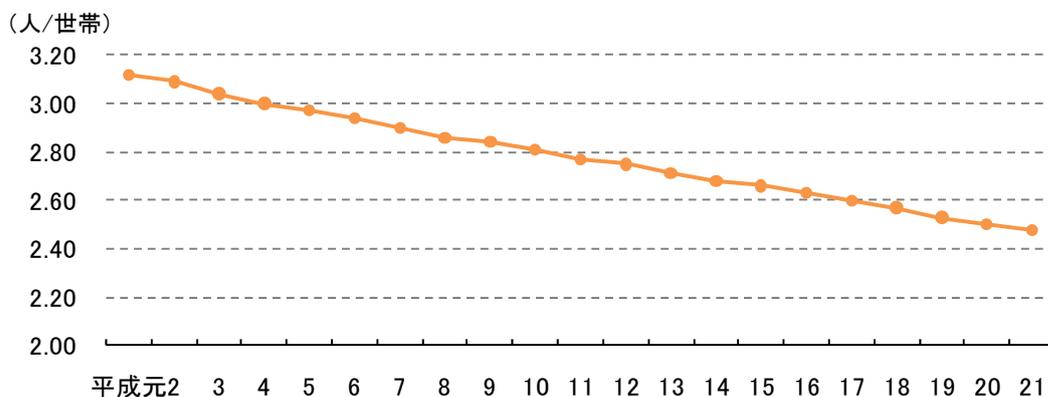
現状と課題

全国的な少子化が進行する中で、本市における合計特殊出生率は1.36(平成19年度)と、全国平均1.34をやや上回るものの、今後の人口動態を見ると2005年には15.1%であった年少人口(14歳以下)が、2035年には11.3%になると予想されています。

一方、女性の就業率は47.9%(平成17年)と、およそ2人に1人が仕事を持つ中で、子育てに対するニーズは多

様化しており、市政アンケートにおいても「保育サービスの充実」は、市民から特に求められている施策として期待度が高くなっています。また、男女を問わず仕事と子育てが両立できる環境を創出することも必要で、このことは超高齢社会*の中で、仕事と介護の両立などにもつながる重要な課題です。

■世帯あたりの人数の推移



また、1世帯あたりの人数の推移を見ると、平成元年の3.12から平成21年には2.48と急速な核家族化が進行しているほか、離婚や未婚の母の増加によるひとり親家庭も増加しています。加えて、地域の連帯感が希薄化している現状においては、育児が孤立する可能性が高く、子育てへの負担や不安を感じている保護者に対して適切なアドバイスができる体制も必要です。そのため、現在保健・福祉・教育の分野でそれぞれに設けられている子育てに関する相談窓口については、

お互いの連携体制をさらに強化することが必要です。

特に、障害のある子どもの成長と自立への支援や虐待の防止など、支援が必要な子育て家庭に対しては、相談体制のほか、適切に支援をしていける体制の整備が求められています。

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ成長していけるよう、また、子育て中の保護者のさまざまな不安や悩みを軽減していける仕組みづくりを行うことが必要です。

重点的な施策

◆ 保育サービスの充実

通常保育のほか、延長保育、休日保育、病児保育などの保育サービスについて、官民の役割分担も含めた検討を行い、保護者のニーズに対応した保育メニューを提供するとともに、認可外保育所*に対する支援や事業所内での

保育所設置にかかる支援（財団等の補助メニューの情報提供や紹介など）など、保育を必要とする児童が適切に保育サービスを受けることができるよう、さまざまな場面におけるサービスの充実に努めます。

◆ 学童保育サービスの向上

放課後の児童の健全育成に向けた学童保育について、各学童保育所の特色ある運営方針を活かした保育内容の充実を促進するとともに、子どもたちへの適切な指導につながるよう、指導員に対する研修や相談支援の充実に取り組みます。

また、未設置の校区での設置や大規模化する学童保育所の適正規模化を促進します。その際は、遊休化する公

共施設や民間施設の活用も視野に入れた支援について検討を行います。



学童保育

◆ 子育てを支援する社会環境の整備

男女がともに仕事と生活のバランスのとれた生き方が選択できる社会となるよう、平成8年から今日まで、女性が社会の中でより大きな役割を担えるよう取り組んできた男女共同参画センターの取り組みをより一層強化するとともに、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方の普及啓発を推進します。また、事業者等への働きかけとして、育児休業制度などについて男女を問わず活用できる環境づくりを促進します。

また、父親がより積極的に子育てに参画できる社会を実現するため、各種研修事業等を積極的に展開するとともに、学校や市民活動団体などと連携し、父親が子育てに参画する企画を充実させます。

さらに、社会全体で子どもを育てる

という観点から、地域で子どもの育ちを支援し、見守ることのできる環境づくりを進めます。また、子育てにかかる医療費助成を拡充します。

障害のある子どもたちとその保護者に対する支援機能の充実・強化に向けて、知的障害児通園施設*について、卒園児を含めた訓練機能の充実も視野に入れ、既存公共施設の活用など、効率的・効果的な整備を検討します。



「父親の子育てマイスター」養成講座

◆ 相談体制の充実

子育て中の保護者が育児相談や交流、情報収集ができる場としての子育て支援センターについて、保育園や幼稚園などが連携しながら充実に努めるほか、子育ての不安についてワンストップ*で相談対応できるようなシステムを確立するとともに、子育て情報を一元的に発信できる拠点づくりを行います。

さらに、子育てに関する施策を総合的に企画・立案する機能を充実することで、例えばひとり親家庭に対する支援や発達障害*、虐待など、特別な支援が必要な家庭に対し、保健・福祉・教育の分野が連携して、発生予防から子どもの自立に至るまで、各段階における支援を継続的に実施する体制を確立します。

基本的
政策
2地域で安心して生活できる
環境づくり

高齢者や障害者、子どもなどが安心して地域で生活できる社会を実現するため、これまでの公的な福祉サービスの基盤を維持しつつ、今後は地域住民やNPO*、市民活動団体などが互いに支えあう、地域福祉体制の確立が必要となります。また、より質の高い医療を効率的に提供できる体制づくりとともに、保健・福祉・医療の分野の連携による地域医療の充実を図ります。

現状と課題

本市では、2005年に56,645人であった65歳以上人口が、2035年には87,938人と3万人以上増加、なかでも75歳以上の人口は23,958人から49,247人と倍増する一方、15歳～64歳の生産年齢人口は、2万人以上減少することが予測されています。こうした中、介護保険の要介護・要支援認定者*は10,231人（平成21年度8月現在）で年々増加しているほか、障害者手帳保持者*も身体・知的・精神のいずれにおいても年々増加しており、その年齢、障害の種類、程度、特性なども多様になってきています。こうしたことから、これまで同様、障害者などの支援を必要とする人や、その家族が地域で安心して生活できるよう、介護や訓練などをはじめとする各種福祉サービスの提供を行っていかねばなりません。

また、単身や夫婦2人世帯などの高

齢者世帯や核家族も増加しており、家族での助け合い、支えあいの機能が低下してきている現状があり、地域で生活していくうえで、何らかの支援が必要な人は増加する一方、介護や支援をする側の担い手は減少していく中で、家族の介護疲れや老老介護の限界など、さまざまな課題が顕在化しています。こうした課題に対し、地域福祉の核となる拠点機能の充実・強化を図るほか、地域における人間関係の希薄化が進む中で、旧来の地域コミュニティを維持・拡充することによる地域福祉力の向上が不可避です。

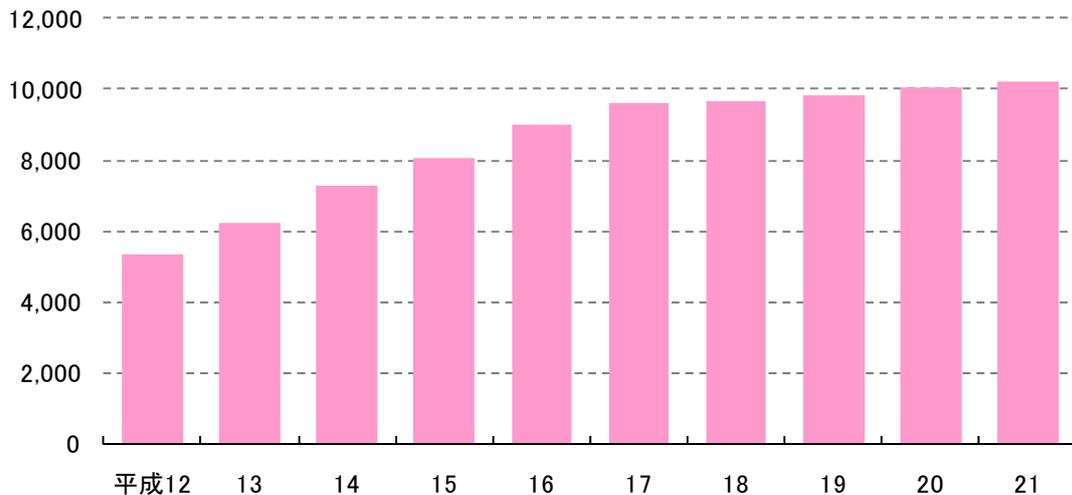
一方で、高齢者の中にはこれまでの知識や経験を生かして、何らかの形で地域社会に貢献したいと思っている人もおり、こうした力を地域福祉の推進力として活用し、支援を必要とする人たちのニーズとのマッチング機能*を充実させることも必要です。

また、地域で安心して生活するためには、医療体制が充実していることも必要であり、現在、市立四日市病院においては、平成 25 年 7 月の完成を目指して病棟増築・既設改修事業を進めているところであり、地域の基幹病院*としてより高度な医療サービスの提供と快適な医療環境の整備を推進していきます。今後、高齢社会において、最後まで充実した人生を全うするためには「どこで治療を行い、最期を迎えるか」が大きな命題といえます。現

在、市内において在宅で亡くなる方の割合は 15%に満たない状況ですが、全国的な調査では半数以上の方が最期を自宅で過ごしたいと希望しているという結果もあります。在宅医療・在宅福祉の推進を中心とした地域医療体制*を確立するためには、地域の医療機関の役割分担と福祉の現場との連携促進やかかりつけ医の必要性の啓発の一方で、療養生活を支える家族への支援体制を整えることが重要な課題です。

■要介護・要支援認定者数の推移

(人)



重点的な施策

◆ 地域福祉をサポートする機能の充実

本市では、高齢者にかかる地域の身近な相談窓口として、在宅介護支援センター*（22地区25カ所）を整備し、365日24時間体制で、高齢者やその家族の総合相談に対応し、高齢者福祉の拠点として機能してきましたが、今後は未整備地区における充実も図っていきます。また、在宅介護支援センター*を後方支援する機関として地域包括支援センター*（3カ所）を設置し、専門的な相談支援にあたっています。障害者にかかる相談については、障害別に全市域を対象とし、障害者相談支援センター*（4カ所）で対応しています。

今後は、障害者も含めた総合相談や

福祉サービスの調整に活用できるよう、在宅介護支援センター*の機能の充実を促進します。地域包括支援センター*については、医療と福祉・介護の連携がより重要視される中、在宅医療を推進するための体制充実などを図ります。

また、認知症、知的障害、精神障害などにより日常生活に不安がある人に対する支援としての地域福祉権利擁護事業*とともに、判断能力が不十分な市民の権利を守るため、関係団体との連携により、「地域後見サポート事業」をはじめ、成年後見制度*の利用促進を図ります。

◆ 地域医療体制の整備

本市にとって重要な基幹病院*である市立四日市病院と三重県立総合医療センター、四日市社会保険病院の三つの病院により、優れた専門分野を最大限有効活用できるシステム構築を行い、総合的かつ効果的に地域の医療水準を高めるとともに、さらなる連携強化を進めます。また、救急医療の充実強化に努めるとともに、医師や看護師の確保・定着などに取り組み、地域の医療機関や医師会をはじめ、四日市看護医療大学など養成機関や県などと連携し、地域医療体制*の充実強化を図ります。

一方、今後ますます重要となる在宅医療の推進のため、在宅での療養生活を可能な限りサポートできる体制を

目指して、訪問医療を担う医師を増やすための取り組みを推進します。また、訪問看護の充実に向けた、新たな取り組みや訪問看護ステーション*の開設に向けた支援を進めます。さらに、病院と診療所の継ぎ目のない連携、並びに緩和ケア*の推進、病院・診療所など医療部門と福祉部門との連携強化など、在宅医療の充実に向けた各種取り組みを着実に推進します。

また、受診する立場である市民に対する働きかけとして、安心して日ごろから相談できる、かかりつけ医を持つための意識啓発を積極的に行います。特に、訪問診療を行っている医師の広報周知などを、医師会や歯科医師会、薬剤師会など関係機関と連携して推

進みます。さらに、在宅での療養生活を担う家族に対して、例えばがん患者やその家族など、同じ悩みを持つ人同

士が集まる場づくりへの支援や、訪問看護の利用促進に向けた支援などを推進していきます。

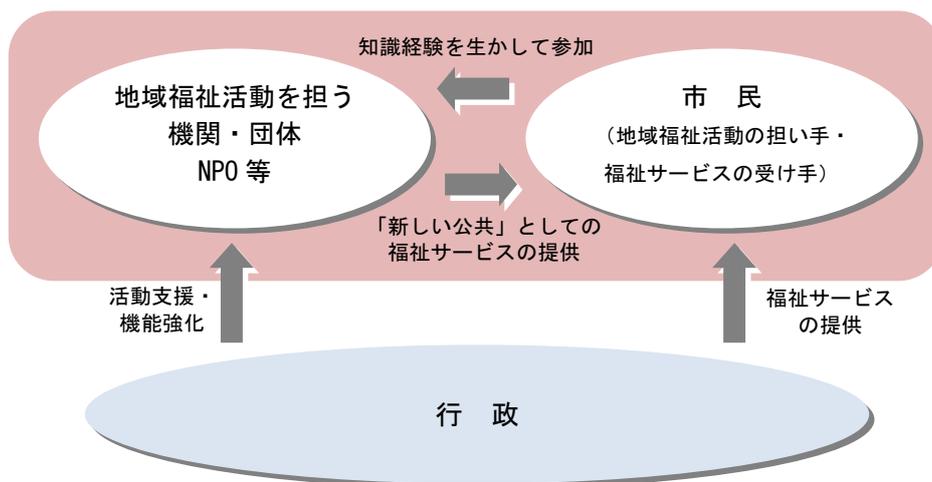
◆ 地域福祉を担う人たちの活動支援

地域における福祉活動の推進のためには、民生委員児童委員や自治会、地区社会福祉協議会、NPO*、その他の市民活動団体など、多様な主体による取り組みが重要となってきます。

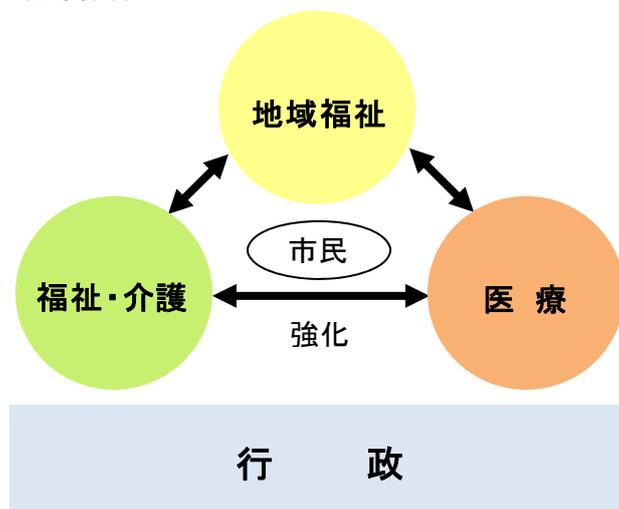
このため、これらの主体が地域福祉における「新しい公共*」の役割を担

っていけるよう、人材育成支援などを推進します。また、関係機関や関係団体、NPO*などと連携して、福祉や医療に関する知識・経験を生かしたい人と支援を必要とする人とのマッチングなどの仕組みづくりを推進します。

■ 地域福祉の推進 イメージ



■ 地域における福祉・医療体制 イメージ



基本的
政策
3

子どもから高齢者まで 元気で暮らせる健康づくり

誰もが健康に生涯を過ごすことができるよう、身体と心の健康づくりを総合的に行うことにより、自立した生活を支援します。

また、生涯を通じた健康づくりの促進、心身ともに健康で暮らせる「食」の再認識、こころの健康づくり支援体制の充実などを進めます。

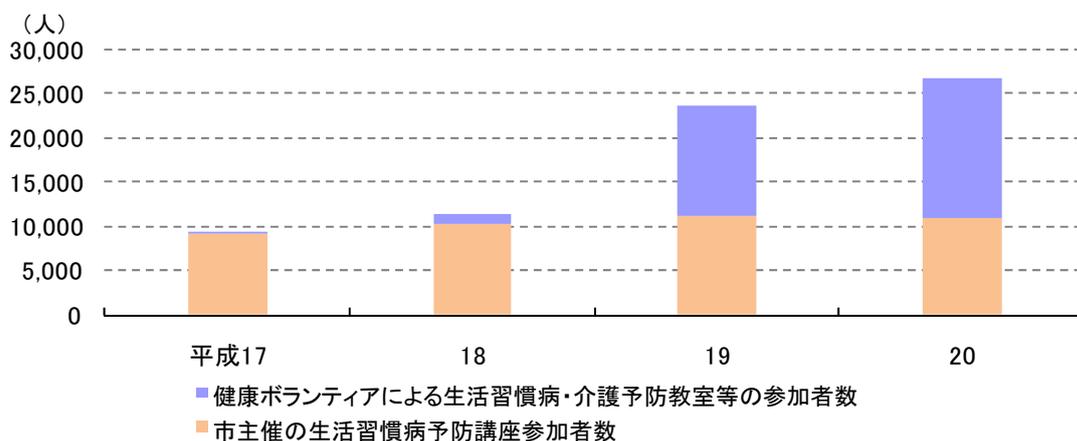
現状と課題

誰もが生涯を健康に暮らすためには、市民一人ひとりが自ら健康管理を行い、病気になりにくい生活習慣を持つことが何よりも必要です。

本市では、平成20年度特定健診*の受診者のうち、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合が29.9%と、受診者の3人に1人に上っており、生活習慣病*の予防は、がんの予防や今後の超高齢社会*における医療費削減にも関連する重要な健康課題となっています。課題解決のため

には、市民自らの意識の向上が必要であり、現在、市で実施している健康教室の実施や自己管理のための情報提供のほか、今後は地域の身近なところで、あらゆる年齢の人が健康づくりの意識を高めることのできる情報提供の充実と機会の拡大が求められます。特に、30代～50代の働く世代に向けた健康づくりや男女の性差を意識した健康づくりを支援していくことも必要です。

■生活習慣病等予防講座参加者数の推移



一方、食生活への意識の向上も生涯を健康に過ごす重要な要素であり、「四日市市食育推進基本計画」に基づき、全市的に食育を進めることで食や栄養に対する意識を高め、食生活を見直すことも取り組むべき課題です。

また、「ストレス社会」といわれる現代において、心の不調に悩む人も少なくありません。精神疾患については、生涯を通じて5人に1人はかかると

も言われているほか、市の開設する「こころの相談窓口」における平成20年度の相談件数は延べ694件に上っているのが現状です。精神疾患について、早期発見し確実に治療につなげるとともに、心の病に関する意識の向上と偏見をなくし、家族や身近な地域社会などにおいても小さな心の変調に気づき、相談できるようにすることが課題です。

重点的な施策

◆ 生涯を通じた健康づくりの促進

健康体操や食に関わる活動など、健康づくりを目的として活動している市民団体は多く、地域に健康づくりを広めるためには、市民、地域、行政の役割分担とともに、こうした市民団体との協働が不可欠です。その観点から、市の健康づくり事業や出前講座などを市民団体と協働で実施していくほか、地域での公民館活動の一環としてヨガやウォーキングなどの自主的なサークル活動との連携をバックアップすることで、自主的活動の活発化を促進します。

特に生活習慣病* 予防対策が必要な30代～50代の人への働きかけとして、事業所へ向けた出前講座の実施や健

康診査の受診率向上に向けた啓発や事業所独自の取り組みを促進するなど、働く世代の健康づくりを充実させるとともに、引き続き、妊娠、出産、更年期など女性特有のライフスタイルに合わせた健康づくりを進めます。



健康づくり活動

◆ 食を通じた健康づくりの促進

生涯にわたって健全な心身を培うため、栄養バランスのとれた正しい食生活の知識や実践方法の普及・啓発を行います。

また、食生活の基礎ができる小中学生に対して、学校給食を通じて正しい食習慣やバランスの取れた食事の大切さを知らせるとともに、その知識や経験を家庭へと波及させることにより保護者にもその重要性を啓発します。一方、地元食材をできる限り活用するため食材供給・調達制度を工夫するなど、地域で収穫された安全で安心な食材にふれる機会を積極的に提供していきます。

さらに、「早ね・早起き・朝ごはん」運動や高齢者への食の教室などを通

じた食育事業を充実させるとともに、あらゆる世代が正しい食生活を実践できるよう、事業所や給食施設などに対し、喫食者への正しい食生活の啓発や健康に配慮したメニューの提供を奨励するなど、食を通じた健康づくりを促進します。



食育活動

◆ 心の健康づくり支援体制の充実

精神疾患を持っている市民が早期に受診行動がとれるよう市の相談体制の充実、支援を図ります。また、若年者の精神疾患予防については、健康部門と教育部門の連携を図るほか、医療機関等による早期支援の体制を整

えます。さらに、自殺予防も視野に入れた市民のこころの健康の保持・増進を図るため、こころの健康講座等を開催することで正しい知識の普及啓発を行います。

基本的
政策
4

自分らしく暮らせる まちづくり

「人権の世紀」といわれる 21 世紀において、社会を構成するすべての人の個性が重視され、人権が尊重される社会の実現を図ります。

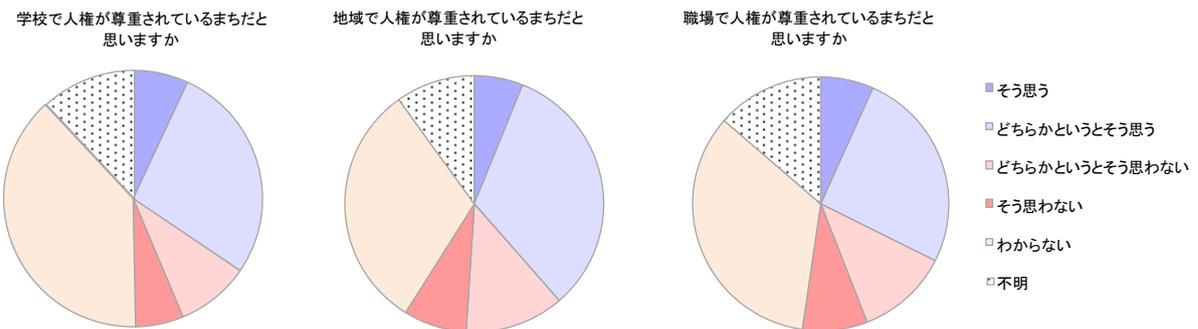
現状と課題

本市では、人権意識の高揚に向けた取り組みのため 1992 年に「人権尊重都市」を宣言しているほか、「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすことを目指す条例」の制定や「よっかいち人権施策推進プラン」の策定など、人権が尊重される社会の実現に向けたさまざまな取り組みを行っています。しかし、同和問題*をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人市民などの人権問題を十分認識した上で、差別のない社会に向けて、意識啓発や社会の仕組みを変えていくことが人権尊重都市としての

責務であります。

2009 年度市民人権意識調査によれば、「人権について関心がある」と答えた人は 5 割を超えており、人権意識の高まりは見られるものの、「人権とは何かについて正確に理解している」と答えた人は 3 割に留まっています。また、学校や職場、地域において「人権が尊重されているまちだと思うか」という問いに対しては、「わからない」と回答する人が多く、関心はあるものの正確な知識や判断材料を持ち合わせているとは言いがたい現状があります。

■人権に関する市民の意識



特に、本市が人権問題に取り組むきっかけとなった同和問題*については、国の特別対策等の重点的な取り組みにより、生活環境などの面で一定の改善が進みましたが、依然として部落差別にかかる課題が残っている状況においては、その課題の解消のための啓発や就労、教育面等での取り組み、および拠点整備が今後も必要です。

また、市内においては車いすやベビーカーがスムーズに通行できる動線が確保されていないなどのバリアが存在しています。一方、DV*（配偶者などからの暴力）、児童や高齢者への虐待などの人権侵害事例も発生しており、これに対して、男女共同参画センターでのDV*被害者支援（平成21年度一時保護件数13件）、子どもの虐待防止ネットワーク会議における関係機関の連携や在宅介護支援セン

ター*などが中心となった高齢者見守り活動などを行っています。

今後は、現在行っている人権啓発の充実に加え、高齢者、障害者や子どもなどに対して、身近なところで虐待につながるような案件を発見し、防止につなげていけるような見守り体制をきめ細かく築いていく必要があります。

また、こうした人権問題に対応するためにさまざまな相談窓口が設けられており、人権擁護委員や民生委員児童委員なども含めた、各窓口間の連携の確立や専門化する相談への対応が可能となるよう、また具体的な問題解決につながるよう相談の体制強化が必要です。

重点的な施策

◆ 人権教育・啓発推進プログラムに基づく取り組み

すべての人が自分らしい生き方のできる社会を実現するため、人権センターおよび人権プラザを拠点とし、各地区で同和問題*をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人市民などのあらゆる人権課題に関する正しい知識の普及と人権意識の高揚を目的とした人権啓発活動を展開するとともに、具体的な問題解決につながるよう相談体制の充実を図ります。

現在、各地区で組織されている人権・同和教育推進協議会の活動をより拡大・発展させるため、リーダー的存在の人材育成を図るシステムを構築するとともに、人権課題ごとに、また対象者に応じて人権教育・啓発をすることのできるプログラムを用意し、協議会の自主・自立の活動を支援していきます。

◆ 就労・教育環境等の整備

就労困難者等に対する支援は重要であり、就職に有利となる資格取得の支援を行うとともに、将来に向け、子どもたちが人間関係を形成する力や

自己の将来を設計する力などを身につけられるよう取り組んでいきます。

また、人権活動拠点の整備を進めるほか、交流拠点機能の強化を図ります。

◆ バリアフリーに向けたきめ細かい対応

障害者や高齢者、子育て世代などにとって快適に生活できるまちを実現するため、既存の公共施設や道路、公園、建築物などにおいて、バリアフリー*化に取り組むべき箇所のリストアップと優先的に着手すべき箇所についての整理を行います。その上で、例えば、車いすの通行に支障の生じる小さな段差やバス停における乗り込み困難な場所などについて、交通事業者などとも連携しながら、小さな箇所であってもできるところからバリアフリー*化することで、きめ細かな対応を実現します。

また、新たに施設整備や大規模な施

設改修などを実施する際には、事前に障害者団体などから意見聴取できるシステムづくりを行い、その実施について民間事業者などにも働きかけながら、ユニバーサルデザイン*のまちづくりを実現します。



段差のない歩道

◆ 虐待・暴力の防止に向けた取り組み

子どもや高齢者への虐待、DV*など、さまざまな精神的・身体的虐待や暴力を防止するため、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」などの取り組みのほか、子ども虐待防止とDV*防止を目的にしたネットワーク会議の一体的運用や若い世代に向けてのDV*予防啓発、その他高齢者見守りネットワーク*による見守りなど、早期発見・早期対応につながる取り組みを強化します。

また、DV*被害者等への支援を充実させるため、男女共同参画センター

の相談体制の充実とともに、将来的に配偶者暴力相談支援センターの役割を担うことも視野に入れて機能の強化を図ります。



こんにちは赤ちゃん訪問事業



心豊かな“よっかいち人”を育むまち

基本的政策 1

自ら学ぶ力と豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもの育成

1 段差のない保幼小中の一貫教育の推進

2 途切れのない指導・支援

3 四日市版コミュニティスクールの推進

4 新たな教育課題に対応するための実践的研究

5 教育環境の確保・充実

基本的政策 2

四日市ならではの文化の情報発信と活動の場づくり

1 四日市ならではの文化の情報発信の戦略づくり

2 文化活動の場づくり

3 若者と地域の交流の場「若者文化ステーション」の展開

基本的政策 3

スポーツを通じた元気なまちづくりの推進

1 市内外に情報発信できるような、スポーツイベントの実施及び誘致

2 地域ニーズにあったスポーツの振興

3 効率的・効果的な施設整備

基本的政策 4

コミュニティの維持・充実と生涯学習の推進

1 自治会の維持・拡充と市民活動団体の育成

2 多文化共生のまちづくり

3 地区市民センターの充実と生涯学習機会の充実

4 市民ニーズに合わせた図書館づくり

基本的
政策
1自ら学ぶ力と豊かな心を持ち、
たくましく生きる子どもの育成

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちのために、「問題解決能力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」を身に付けさせていくとともに、「コミュニケーション能力の向上」や「人間関係力の育成」を重視した取り組みをさらに推進していくことが重要となります。そのためには、学校教育における大きな課題である「段差のない教育*」、「途切れのない支援」を充実させることに加え、地域や家庭の潜在的な教育力を掘り起こすことにより、協働して子どもたちの育成にあたるような体制を全市的に整えていきます。

また、児童・生徒が安全で安心な学習環境のもとで、快適な学校生活を過ごすため、施設の改善・充実を図ります。

現状と課題

平成 21 年度全国学力・学習状況調査によると、小学校の国語・算数、中学校の国語・数学において、知識・技能の定着については一部課題が見られるもののある程度満足できる結果ですが、知識・技能を活用する力については多くの課題が見られます。また、平成 21 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査によると、体力や運動能力は全国に比べて全般的に低くなっています。

平成 21 年度の児童生徒アンケートによると、「学校生活は楽しい。いじめは絶対にいけない」と考える子どもは 89%と高くなってきており、人権意識の向上が見られます。

しかし、一方では不登校率は全国に比べてやや高く、近年の不登校児童・

生徒数の推移を見ると、中 1 では大幅に増加し小 6 の約 3 倍となっています。さらに、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が増加する傾向にあり、一人ひとりの教育的なニーズに応じた支援を行っていく必要があります。

四日市版コミュニティスクール*の指定、幼稚園及び小・中学校での学校づくり協力者会議の設置、学校ホームページの充実などによる積極的な情報公開、学校ボランティアの活動等により、地域に開かれた学校づくりへの体制が整ってきていますが、今後、一層の整備を行っていく必要があります。

さらに、真の学力を育て、豊かな人間性を養う特色ある教育を進めるた

め、教職員の資質向上とともに、実践的な研究を進めていく必要があります。

また、学校施設については、これまで、昭和30年代に建設された校舎について、順次改築を実施してきましたが、現在においても昭和30年代建設（一部40年代を含む）で、ベランダ

形式などの理由で改築によらなければ、教育施設環境が十分に確保できない校舎が存在しています。その他の校舎についても築後30年を経過する校舎が半数を超える状況にあり、時代に即した機能追加と適切な維持管理による教育施設環境の確保が求められています。

重点的な施策

◆ 段差のない保幼小中の一貫教育の推進

小学校入学時及び中学校進学時における環境変化により児童・生徒が学校不適應等を起こす問題（小1プロブレムや中1ギャップ）に取り組む必要があります。そのため、学習のねらいを明確にした保育園・幼稚園・小中学校の一貫した教育計画を作成し、系統性・連続性のある教育を目指します。

具体的には、保育園、幼稚園と小学校低学年との交流、中学校との連携による小学校高学年における教科担任制を進めます。また、就学前から義務

教育終了までを見通し、発育・発達に応じたキャリア教育の推進、道徳・人権教育の充実、体力向上の取り組み等に努めます。

さらに、児童・生徒が新しい学校生活に円滑に適應できる体制を整えるため、小中学校1年生30人学級等、少人数学級の拡充を図ります。

なお、保育園と幼稚園の一体化については、保護者のニーズを見極めつつ、検討を進めます。



少人数学級による授業

◆ 途切れのない指導・支援

子どもの能力や可能性を最大限伸ばすためには、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習において適切な指導や支援を行う必要があります。とりわけ、特別な支援を必要とする子どもにおいては、より丁寧な指導や支援が必要です。そのために、「相談支援ファイル」を作成し、関係機関が連携・協働し、乳幼児期から中学校卒業後までを見通した相談・支援体制を強化します。また、自立し、社会参加するための基礎となる力を育成するにあたり、プロジェクトU-8事業^(注1)や四日市早期支援ネットワーク(YESnet)^(注2)の充実、中学校における通級指導教室^(注3)を設置します。

一方、周りの子どもたちが支援の必

要な子どもたちに対する理解を深める指導を行い、すべての子どもたちが「共に学び共に育つ教育」の推進に努めます。

さらに、不登校、いじめ等、問題行動の未然防止や早期発見・解決に向け、保・幼・小中学校が情報を共有し、連携して生徒指導を行う体制づくりを進めるとともに、専門的な知識や経験を有する臨床心理士*等をスクールカウンセラーとして配置する学校の拡充を進め、教育相談体制の充実を図ります。

なお、高校を中退する生徒が増えている中で、再度学業に就けるよう相談及び情報提供に努めます。

(注1) プロジェクトU-8事業

言葉に対する課題や対人関係・社会性の課題、学習上の基礎的な能力に関する課題のある4歳児から小学校2年生までの子どもに対して、早期に対応し、自己肯定感を持って小学校へ入学できることや小学校生活を楽しく過ごすことができるように支援する事業。

(注2) 四日市早期支援ネットワーク(YESnet)

統合失調症などの子どもの心の病気の早期発見・早期支援のために、教育委員会・保健所・医療機関がネットワークを組んだ事業。

(注3) 通級指導教室

話し言葉に障害があったり、学校生活への適応が難しかったりする通常の学級に在籍する児童が対象。在籍校から週1回程度通級し、言葉の障害を取り除いたり軽くしたりするための指導(言語通級教室)や、落ち着いて学習する力やうまく人間関係を結ぶ力を身につけるための指導(情緒通級教室)を行う。

◆ 四日市版コミュニティスクールの推進

豊富な知識・技術・経験等を持つ保護者・地域の住民・事業者等が授業等に参加することを通して教育内容を充実させたり、基本的な生活習慣の確立など生活リズム向上において家庭と連携を強めたりするなど、学校・保護

者・地域が一体となって子どもを育てていく取り組みを進めます。

このため、現在の「学校づくり協力者会議」を発展させて、保護者や地域の住民などが主体的に学校運営に参画し、その意見を迅速かつ的確に学校

経営に反映させるとともに、四日市独自の特色ある教育を推進することが

できるよう「四日市版コミュニティスクール」の推進を図ります。

◆ 新たな教育課題に対応するための実践的研究

「段差のない教育*」「途切れのない支援」「家庭・地域との協働」といった3つの視点で教育を進め、教育課題の解決を図るとともに、新たな教育施策を展開するための実践的な研究を

進めていきます。

また、新たに取り組む教育施策に対応するため、研究開発校を指定していきます。

◆ 教育環境の確保・充実

児童生徒数の動向を踏まえながら、昭和30年代校舎などの計画的な改築並びに地域における課題に対応する学校の新設を行います。また、他の校舎についても、計画的修繕により長寿命化を図り、ニーズにあった新たな機能や適切な維持管理による教育施設環境の確保に努めます。一方、本市の「学校適正規模等に関する基本的な考え方」に基づき、一定の学習集団を確保し、教育効果を高めるため、統廃合を含めた学校や幼稚園の規模等の適正化を進めます。

子どもの読書活動を推進するため、図書館司書の充実など学校における読書環境の向上を図ります。

多文化共生社会*に対応する教育を推進するために、初期適応指導教室「いずみ」及び在籍校へ適応指導員を派遣するとともに、中学校において、進学や就労への支援を一層図るため指導員を拡充します。また、日常の学校生活や学習において日本人と外国人の子どもたちが互いに認めあい、高め合うことができる取り組みを推進します。



初期適応指導教室「いずみ」

基本的
政策
2四日市ならではの文化の情報
発信と活動の場づくり

ものづくり、定期市、港など十分理解されていない文化資源を市民と共に発掘、再認識することにより、誇りが持てるまちづくりを進めるとともに、四日市ならではの文化を、観光や商業などと連動させながら、情報発信していきます。

また、市民が気軽に文化に触れ合うことのできる機会、文化活動の場を提供します。

現状と課題

本市では、祭りや伝統芸能、文化財、市民の文化活動などを貴重な四日市の文化として捉え、保全・育成を行ってきました。国・県・市の指定あるいは登録文化財は114件あり、この中には、大四日市まつりの郷土文化財行列でも有名な大入道や鯨船、あるいは、四日市の近代化産業遺産*でもある末広橋梁や潮吹き防波堤なども含まれています。

これらはどれをとっても、四日市のまちの成り立ちや人びとの暮らしぶりを伝えるものです。その他にも文化財に指定あるいは登録されてはいな

いものの、大切に保存・伝承されてきたものなども多くあります。

こういった数多くの文化を効果的に市民に知らせることによって、本市の文化を市民が共有し、愛着と誇りと自信を持って語れるような取り組みが必要です。

一方、地区市民センター等において、多くの文化活動が行われていますが、これらは地域住民にとって最も身近な場で文化活動に参加できるものであり、ひいては地域活動に携わる人材育成につながることを期待できます。



大入道



鯨船行事

また、文化会館の例を見れば、その利用率は大変高く（平成 21 年度平均利用率 87.4%）、多くの市民が文化活動等に利用している半面、施設予約が困難な状況にあるなど、文化活動の場が不足している実態があり、今後遊休化する公共施設も有効に活用しながら、文化活動の場を確保していく必要

があります。

さらに、若者の社会とのコミュニケーションが希薄になる中で、高校生などの若者が集い、若者同士が語り合うことができる場、または彼らが文化活動を行うことができる場が必要となっています。

重点的な施策

◆ 四日市ならではの文化の情報発信の戦略づくり

四日市の文化を市内外に継続的に発信するため、本市の持つ豊富な文化財・文化資源について、市民、市民活動団体、事業者など多様な主体の参加と協働・連携のもと、市民誰もが再認識し、共有できるシステムづくりを進めます。

その上で効果的な情報発信の仕組みを、観光や産業など他分野と連携する形で構築し、市内外へ向け、市民や事業者と協働してプロモーション活動*を推進するとともに、さらに博物

館などの展示にも積極的に反映させていきます。

また、国指定史跡久留倍官衙遺跡については、小中学生の積極的な参加や学習の場となるよう整備を進めるとともに、訪れた人々が歴史を体験し学習できるよう、保存・整備します。あわせて、四日市ゆかりの歴史をたどるコース設定など、他の歴史・文化施設や関連する史跡とのネットワークを形成し情報発信力を高めます。



久留倍官衙遺跡

◆ 文化活動の場づくり

文化会館などの既存施設を補完し、芸術・文化活動における練習機能の充実につながるよう、遊休化する公共施設（学校施設）を有効活用した、新たな芸術、文化活動の場を整備していきます。

また、身近な文化活動の場について

は、市民の多様で活発な活動がますますさかんになるよう、民間の文化施設を活用するにあたっての支援策をより充実させるとともに、中心市街地をはじめとして、市民や民間事業者の協力による「文化の駅」^(注)の設置など、活動の場づくりを推進します。

^(注)「文化の駅」

中心市街地の空き店舗を活用して、市民文化の振興やにぎわいの創出を図る「メインステーション」、それを補完する「サテライトステーション」、さらには地域の店舗や銀行などを活用する「ローカルステーション」の総称で、人々が集い、文化活動の発表や体験・交流のできる場のこと。

◆ 若者と地域の交流の場「若者文化ステーション」の展開

中心市街地において空き店舗などを活用し、産業都市四日市ならではの取り組みとして、実業系高校などの生徒を中心に、文化・社会活動等の発表

の場となる「若者文化ステーション」を創出し、「すわ公園交流館」との連携も十分図っていきます。

基本的
政策
3

スポーツを通じた 元気なまちづくりの推進

スポーツは健康増進や生活を楽しく豊かなものにするだけでなく市民に夢や感動を与えるとともに、児童・生徒の健全な発達を促し豊かな人間性や生きる力を培っていく面で必要な役割を担っていることから、「地域スポーツ」「競技スポーツ」「学校体育・スポーツ」についてバランスよく振興を図るとともに、必要な施設整備を進め、誰もがスポーツのできる機会を提供します。

現状と課題

総合型地域スポーツクラブ*については、平成 22 年度内部地区において新たに設立され、6つの総合型地域スポーツクラブ*となりました。会員数が減少しているクラブや、利用施設が

不足しているクラブもあるが、今後、既存クラブの維持発展を図る上でも複数地区をまたぐ広域的なスポーツクラブの運営についても検討が必要です。

会員数合計

(保々ふれあいスポーツクラブ、スポーツクラブさんさん、
ビバ・橋北、(特) 楠スポーツクラブ、(特) 四日市ウェルネス倶楽部)
平成 19 年 2,974 人 平成 20 年 3,207 人 平成 21 年 3,126 人

地域におけるスポーツの振興を図るため、体育指導委員への研修を実施していますが、今後全市的な取り組みとして、スポーツレベルにあった指導者の育成も必要です。

中央緑地公園運動施設、霞ヶ浦緑地

公園運動施設は、昭和 40 年代に整備され約 40 年経過し老朽化が進んでいます。その他単体の運動施設においても老朽化が進んでおり、今後効率的な施設改修が必要です。

■体育施設利用状況（人）

年 度	四日市ドーム	中央緑地公園運動施設他	合計
平成 19 年度	182,640	675,585	858,225
平成 20 年度	212,849	666,057	878,906
平成 21 年度	200,418	703,498	903,916

重点的な施策

◆ 市内外に情報発信できるような、スポーツイベントの実施及び誘致

市民がスポーツを通して、「元気な四日市」を実感できるよう、例えば、トップアスリートによる各種スポーツ教室の実施、プロやアマチュアスポーツの公式戦誘致、市民との協働により楽しみながら実施できるスポーツ大会など、市内外に情報発信できる魅力的な事業を実施します。また、生涯を通じ高齢スポーツが楽しめるよう、若い世代も含めた大会やイベントな

どを実施します。



サイクルスポーツフェスティバル

◆ 地域ニーズにあったスポーツの振興

地域スポーツを推進するため、総合型地域スポーツクラブ*については、複数地区にまたがる広域化を視野に入れ、学校施設等の活用可能性をより一層高めていきます。また、自主自立の事業運営ができるようさまざまな支援に努めます。



総合型地域スポーツクラブ

◆ 効率的・効果的な施設整備

平成 30 年代前半には、国民体育大会三重大会を招致しようという動きがあり、それに先立つ数年前までには、本市における開催種目の決定も必要となってきます。このようなことも踏まえ、スポーツ施設のうち、霞ヶ浦第一野球場について、市民やスポーツ関係者のニーズへの対応も含め、電光掲示板の導入などの機能向上を図ります。

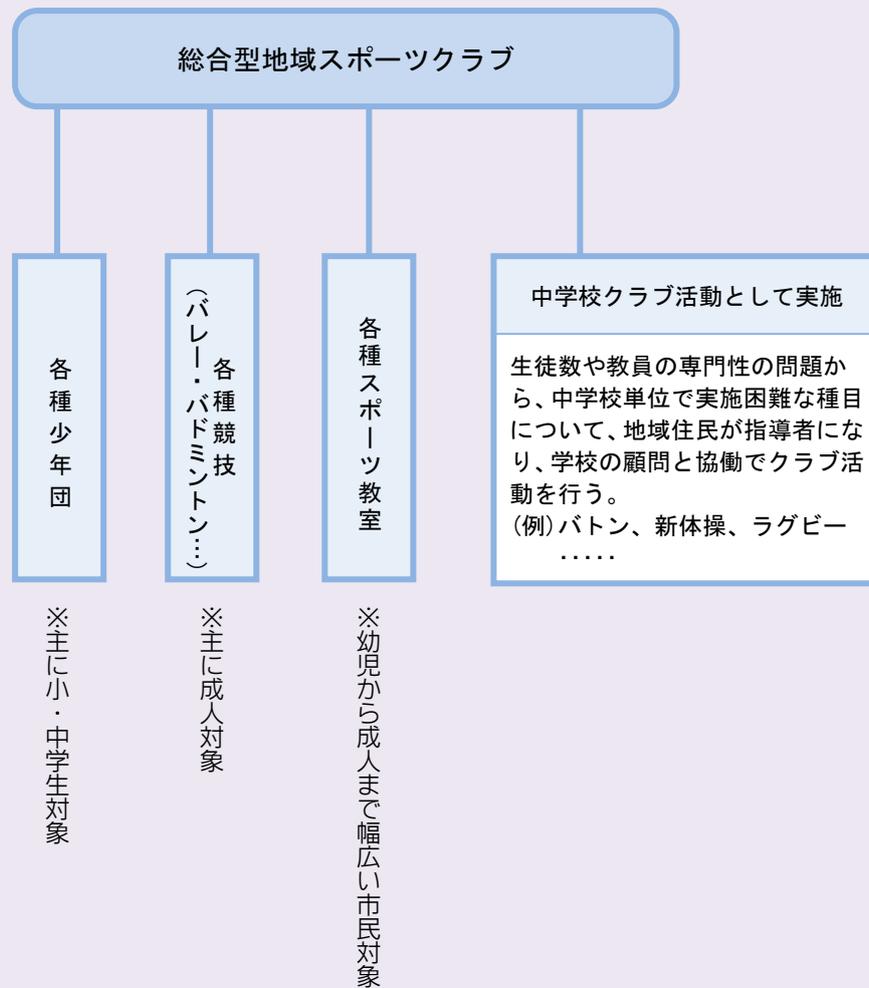
また、テニスコート及び屋外プール

については、現施設の利用状況並びに老朽度合いを総合的に勘案した上で、整備を推進します。その他の既存のスポーツ施設のうち、特に中央緑地体育館については、国民体育大会に備え、県による施設整備も視野に入れ戦略的な整備に向けて調査・検討を進めます。

さらに、市民に広く活用してもらえるスポーツ広場の整備について、調査研究を進めます。

■四日市版総合型地域スポーツクラブ模式図

現行の6つのスポーツクラブを核として、中学校区を越えたスポーツクラブを育成する



基本的
政策
4コミュニティの維持・充実と
生涯学習の推進

自治会等は、福祉や防災、防犯など地域力が求められる取り組みを行う上で極めて重要であり、今後とも維持・充実を図ります。また、自主的な活動を行う市民活動団体の育成を図ることも重要です。

さらに、このような自治会や市民活動団体の人材育成に向けて、生涯学習をより一層充実し、市民力や地域力の向上を図ります。

現状と課題

本市では、23の地区市民センター及び楠総合支所を核として、その地区内において、自治会等が中心となって、住民相互の支え合いにより、地域福祉や防犯・防災などの各種取り組みを行っています。

しかし、そうした地域コミュニティも核家族化や高齢化が進み、地域コミュニティを維持・向上させていくことが大きな課題となっています。

さらに、本市は、外国人市民が多く居住しており、生活習慣や言語の違いなどにより、地域社会で共に暮らしていくうえでの課題が顕著となっています。

また、少子高齢社会を迎え、多様化かつ複雑化する地域課題に対応していくために、NPO*、ボランティアといった自主的な活動を行う市民活動団体の育成も求められています。

一方、地域社会づくりの拠点である

地区市民センターは、窓口業務や地域振興業務、公民館業務を担う市民に最も身近な公共施設であり、常に社会情勢の変化に合わせた改善・改良を図ることが必要です。

また、生涯学習に関する市民の活動は多様であり活発です。誰もが学びたいと思ったときに学習できるような環境を整備する必要があります。

生涯学習の重要な場である図書館も、市政アンケートでは、期待や要望がたくさん寄せられています。こういった市民の多様化・高度化するニーズに迅速かつ的確に対応するため、既存の図書館サービスの充実はもとより、新たなサービスの展開に積極的に取り組む必要があります。同時に、学校図書館や他の公立図書館との連携強化を視野に入れ、本市の図書館としてふさわしいものとして機能強化を図る必要があります。

重点的な施策

◆自治会の維持・拡充と市民活動団体の育成

自治会を維持・拡充していくため、新たな担い手の育成や活性化のための支援策を推進するとともに、自治会は市民にもっとも身近なコミュニティとして市民生活を支えていることを、市民に対して十分啓発するとともに、自治会加入促進に向けた支援をします。

また、NPO*・ボランティアなど

の市民活動団体を育成するため、市民によるさまざまな活動に対して、行政の各部局がより一層積極的に関わっていきます。さらに、これらの団体の活動を市民に周知するため、情報発信機能を高めていきます。

そういった取り組みにより市民活動を活発化し、市民力や地域力の向上につなげていきます。

◆多文化共生のまちづくり

外国人市民も共に地域の構成員としてまちづくりに参画していけるよう、多言語での情報提供、日本語や日本の生活文化習得の支援に努めるとともに、地域の日本人と外国人の相互理解が深まるような交流の機会を提供していきます。特に、外国人市民が住民の約20%を占めている笹川地区においては、多文化共生推進モデル地区として、外国人市民の地域活動への参画を促進するとともに、日本人と外国人の相互交流の拠点やさらなる日

本語教育の場を充実するため、既存の公共施設などの有効活用を検討します。



笹川地区での多文化共生事業

◆地区市民センターの充実と生涯学習機会の充実

地区市民センターの窓口業務については、相談機能の充実を図るとともに、諸証明にかかる信頼性の確保並びに効率性向上の観点から、継続して改善を図っていきます。なお、土・日、休日、夜間の利用が可能な窓口サービスについては、市民の観点からさまざまな検討をしていきます。

また、地域住民が主体となった地域社会づくりを進めていけるよう、地域

での人材発掘・育成やさまざまな地域情報の収集機能を高めるとともに、住民と行政との役割分担を明確にした上で、「地域社会づくり総合事業費補助金」など、既存制度の改良を図ります。

さらに、生涯学習については、若者も含め市民のニーズにあった事業を展開する必要があり、市民大学のようにNPO*、市民活動団体等さまざま

な主体が積極的に役割を担える仕組みを作っていきます。また、地区市民センターにおいては、あさけプラザ、なやプラザ等市内各施設で開催されている各種事業の情報などを一元的に集約し、発信する機能を強化していきます。

なお、施設面では、子どもや高齢者、障害のある人などさまざまな利用者の利便性を高めるため、バリアフリー化等に努めます。



地区市民センターで行われている
音楽セラピーの様子

◆市民ニーズに合わせた図書館づくり

市立図書館、あさけプラザ図書館、楠公民館図書室の3館について、図書館本来の資料・情報の提供機能を充実しつつ、それぞれの図書館の特性や周辺の環境にあわせて、機能強化を図ります。例えば、あさけプラザ図書館や楠公民館図書室は、本で学んだことを実践できる場（調理施設、美術室や陶芸室など）が施設内外にあることから、これらを活用し特徴的な図書館にしていくなど3館の役割分担を行います。

市立図書館については、市民ニーズを踏まえ、閲覧・展示スペースの拡充

やバリアフリー*化・館内利用者動線などの優先的課題の解決を図り、快適な読書環境を整備していきます。その後、今までの調査検討を踏まえた上で、情報化の進展などを十分に見定めるとともに、公共施設の跡地活用なども視野に入れ、具体的な立地場所の選定ののち新図書館に関する整備構想を策定します。

なお、広域行政の観点から菰野町・朝日町・川越町等の図書館も含めた広域ネットワークを強くPRし、利用を促進します。

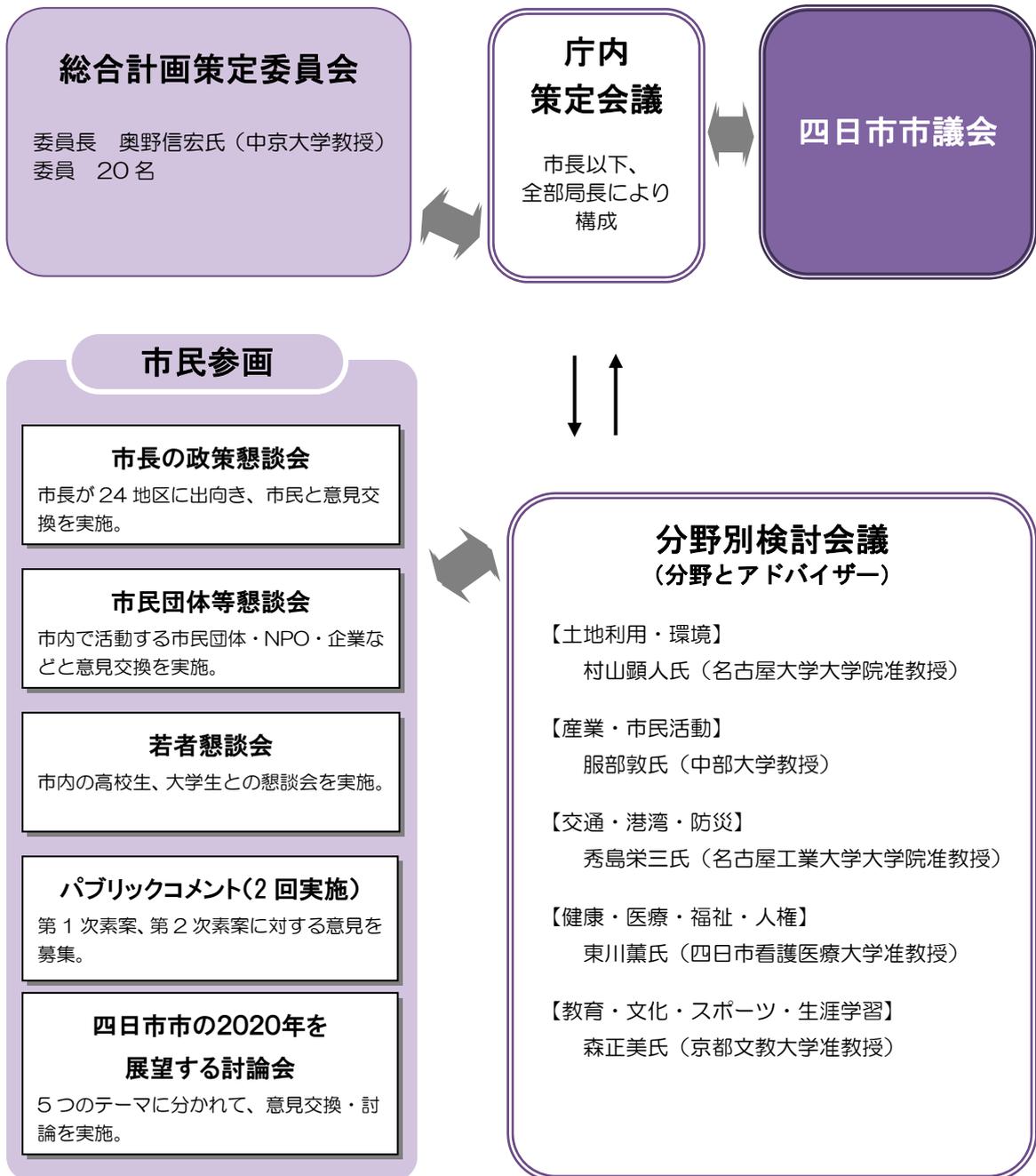


参考資料

reference data

総合計画策定関連資料

総合計画策定体制



総合計画策定経過

年度	平成21年度												平成22年度											
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
四日市市議会																							12月定例会(11月26日～12月24日) 総合計画基本構想基本計画 特別委員会(12月16日～12月21日) 12月24日議決	
総合計画策定委員会			8/28 第1回			11/12 第2回		1/14 第3回			4/5 第4回	5/13 第5回				10/4 第6回	11/16 第7回							
庁内策定会議			8/24 第1回			11/9 第2回		1/12 第3回			4/26 第4回					9/16 第2次素案について								
分野別政策検討会議																							分野別政策検討会議 (各分野別にアドバイザーを加えて検討)	
市長の 政策懇談会																							24地区実施(平成21年7月13日～平成22年5月18日)	
市民団体等 懇談会																							9回(11団体)実施	
市民参画																							8校で実施	
	若者懇談会																							【対象校】 ○四日市商業高等学校 ○四日市農芸高等学校 ○四日市工業高等学校 ○四日市高等学校 ○四日市中央工業高等学校 ○四日市大学 ○四日市看護医療大学 ○学校法人古川学園
市民意見募集・ パブリックコメント																							パブリックコメント<第1次素案> (5月27日～6月30日) パブリックコメント<第2次素案> (10月8日～11月8日)	
シンポジウム																							四日市市新総合計画策定に向けたシンポジウム 四日市市のまちづくりの新たな展開方向について ～2020年を展望して～ (12月17日)	
																							シンポジウム みんなで語ろう!! 四日市市総合計画 (3月21日)	

四日市市総合計画策定委員会

学識経験者、企業、自治会、市民活動を行っている方々など各界各層からなる策定委員会により審議を行いました。

●委員名簿

氏名	役職等
浅沼 よし子	国際交流センターボランティア
今井 文子	チームエコ河原田 会長
上野 尚子	四日市市人権擁護委員会 副会長
奥野 信宏**	中京大学総合政策学部 教授
金原 知香	公募委員
黒岩 宏行	四日市報道研究会 副幹事
小橋 和子	男女共同参画審議会 委員
桜井 智美	中部中学校学校運営協議会 委員
鈴木 廣子	四日市市北地域包括支援センター 施設長
説田 有恒	三重県青年農業士会 会員
高野 健*	四日市市自治会連合会 会長
竹尾 博光*	四日市商工会議所 副会頭
西田 義明	三重交通株式会社四日市営業所 所長
野村 愛一郎	諏訪西商店街振興組合 副理事長
秦 章夫	近畿日本鉄道株式会社 名古屋輸送統括部運輸部長
馬場 浩子	三重オペラ協会 会長
馬場 宏	四日市市体育指導委員連絡協議会 会長
水谷 雅子	ままたまご 代表
水谷 雅寛	公募委員
三角 輝男	ステキ健康サポーター 会長
宮崎 由至	三重県中小企業家同友会 相談役

※役職等は委員就任当時のもの。**は委員長、*は副委員長。

(敬称略、五十音順)

●開催状況

	開催日	回数	事項
平成21年度	平成21年 8月28日(金)	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ■委嘱状交付 ■市長あいさつ ■各委員自己紹介 ■委員長、副委員長選出 ■新総合計画の策定について ■10年後の四日市の目指すべき都市像について
	平成21年 11月12日(木)	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ■分野別政策検討会議の経過報告について ■四日市市総合計画に係るシンポジウムの開催について
	平成22年 1月14日(木)	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ■分野別政策検討会議の経過報告について ■意見聴取の中間とりまとめ概要について 〔市長の政策懇談会、若者懇談会〕
平成22年度	平成22年 4月5日(月)	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ■分野別政策検討会議の経過報告について
	平成22年 5月13日(木)	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ■「四日市市新総合計画第1次素案」について
	平成22年 10月4日(月)	第6回	<ul style="list-style-type: none"> ■「四日市市の2020年を展望する討論会」開催報告について ■四日市市新総合計画第1次素案意見募集結果報告について ■新総合計画策定に係るスケジュールについて ■四日市市新総合計画(2011年度～2020年度)第2次素案について
	平成22年 11月16日(火)	第7回	<ul style="list-style-type: none"> ■四日市市新総合計画第2次素案意見募集結果報告について ■四日市市新総合計画(2011年度～2020年度)(案)について ■中期財政見通しについて

分野別政策検討会議

5つの基本的な分野に専門アドバイザーを設け、市若手職員とともに課題解決に向けて政策の検討を行いました。

●開催状況

【土地利用・環境分野】

■専門アドバイザー：村山顕人氏（名古屋大学大学院准教授）

■回数・日時

- 第1回 平成21年9月10日（水）
- 第2回 平成21年9月29日（火）
- 第3回 平成21年10月9日（金）
- 第4回 平成21年10月23日（金）
- 第5回 平成21年12月8日（金）
- 第6回 平成21年12月16日（水）
- 第7回 平成21年12月22日（火）
- 第8回 平成22年1月29日（金）
- 第9回 平成22年2月2日（火）
- 第10回 平成22年3月29日（月）

【産業・市民活動分野】

■専門アドバイザー：服部敦氏（中部大学教授）

■開催日

- 第1回 平成21年9月18日（金）
- 第2回 平成21年10月2日（金）
- 第3回 平成21年10月13日（火）
- 第4回 平成21年10月27日（火）
- 第5回 平成21年11月27日（金）
- 第6回 平成21年12月15日（火）
- 第7回 平成22年2月12日（金）
- 第8回 平成22年3月24日（金）

【交通・港湾・防災分野】

■専門アドバイザー：秀島栄三氏（名古屋工業大学大学院准教授）

■開催日

- 第1回 平成21年9月30日（水）
- 第2回 平成21年10月12日（月）
- 第3回 平成21年10月16日（金）

- 
- 第4回 平成21年10月21日(水)
 - 第5回 平成21年11月25日(火)
 - 第6回 平成22年1月6日(火)
 - 第7回 平成22年3月25日(木)

【健康・医療・福祉・人権分野】

■専門アドバイザー：東川薫氏（四日市看護医療大学准教授）

■開催日

- 第1回 平成21年9月9日(水)
- 第2回 平成21年9月30日(水)
- 第3回 平成21年10月8日(水)
- 第4回 平成21年10月22日(水)
- 第5回 平成21年11月27日(金)
- 第6回 平成21年12月21日(月)
- 第7回 平成22年2月10日(水)
- 第8回 平成22年3月29日(月)

【教育・文化・スポーツ・生涯学習分野】

■専門アドバイザー：森正美氏（京都文教大学准教授）

■開催日

- 第1回 平成21年9月18日(金)
- 第2回 平成21年10月1日(木)
- 第3回 平成21年10月14日(水)
- 第4回 平成21年10月19日(月)
- 第5回 平成21年10月27日(火)
- 第6回 平成21年11月24日(火)
- 第7回 平成21年12月7日(月)
- 第8回 平成21年12月14日(月)
- 第9回 平成21年12月18日(金)
- 第10回 平成22年2月4日(金)
- 第11回 平成22年2月24日(水)
- 第12回 平成22年3月17日(水)

【合同会議】

各分野の情報共有とともに、分野を横断的に検討・調整すべき課題を検討するため、合同会議を行いました。

■開催日：平成22年2月24日(水)



市民参画

今回の総合計画では、新たな試みとして計画策定段階から様々な方法で市民参画の機会を設け、各界各層から幅広く意見をいただきました。

●市長の政策懇談会

市内の24地区にて政策懇談会を実施

■実施期間：平成21年7月～平成22年5月

●市民団体等懇談会

市民団体、企業、NPO等11団体を対象に9回懇談会を実施

■実施期間：平成21年11月～平成22年7月

【対象団体】

- | | |
|------------------------|---------------|
| ○四日市市農業経営者会議 | ○四日市臨海部企業懇話会 |
| ○四日市地域防犯協議会 | ○四日市商工会議所青年部 |
| ○四日市市長寿社会づくり懇話会 | |
| ○NPO法人体験ひろば☆こどもスペース四日市 | |
| ○四日市まんなか子ども劇場 | ○子育て広場∴ドロップin |
| ○建築士会 | ○NPOセクター会議 |
| ○楠地区懇話会 | |

●若者懇談会

市内の高等学校、専門学校、大学8校で実施

■実施期間：平成21年11月～平成22年3月

【対象校】

- | | |
|------------|--------------|
| ○四日市商業高等学校 | ○四日市中央工業高等学校 |
| ○四日市農芸高等学校 | ○四日市高等学校 |
| ○四日市工業高等学校 | ○学校法人古川学園 |
| ○四日市大学 | ○四日市看護医療大学 |



パブリックコメント

第1次素案及び第2次素案についてそれぞれ意見募集を実施

募集期間：【第1次素案意見募集】平成22年5月27日（木）～6月30日（水）

【第2次素案意見募集】平成22年10月8日（金）～11月8日（月）

案の閲覧・配布場所：

市ホームページ、政策推進課（市役所8階）、市政情報センター、

市民窓口サービスセンター、楠総合支所、各地区市民センター

募集方法：持参、郵送、ファックス、Eメール

意見数：【第1次素案意見募集】意見提出者数：54名 意見数：172件

【第2次素案意見募集】意見提出者数：28名 意見数：111件

四日市市の2020年を展望する討論会

多くの市民が参加し、総合計画の骨格となる5つのテーマに分かれて討論を実施

開催日時：平成22年7月25日（日）午後1時～午後4時30分

場 所：四日市市総合会館7階・8階

主 催：四日市市・四日市市議会

参加者数：約250名

内 容：

テーマ1 「都市と環境が調和するまち」をどう描くか

～土地利用・環境～

テーマ2 「いきいきと働ける集いと交流のあるまち」をどう描くか

～産業・市民活動～

テーマ3 「誰もが自由に移動しやすい安全に暮らせるまち」をどう描くか

～交通・港湾・防災～

テーマ4 「市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち」をどう描くか

～健康・福祉・医療・人権～

テーマ5 「心豊かな“よっかいち人”を育むまち」をどう描くか

～教育・文化・スポーツ・生涯学習～

用語解説

あ行

■IT

情報技術。インターネット、通信、コンピュータなど情報に関する技術。

■青色回転灯パトロールカー

地域の自主的な防犯活動団体が、パトロールをするために使用する青色回転灯を装着した車両のこと。本市での活動は、全国的にも先進的である。

■新しい公共

これまで行政が担ってきたまちづくりや福祉、教育などの分野で、市民や市民活動団体、事業者などが主体となって公共サービスを提供する仕組みのこと。

■アンテナショップ

消費動向やどんな商品が売れるかなどの情報収集を目的につくられたメーカーや問屋の直営店のこと。

■イノベーション

産業分野における技術革新のこと。

■雨水貯留浸透施設

雨水を貯留し、水資源として活用するための施設、及び、ろ過して効率よく大地に浸透させる施設。これを設置することにより、河川・下水道への負担軽減や、都市における浸水被害の緩和、雨水の有効活用が期待される。

■エコステーション

資源物の回収量の増加を図るため、地区の集積場とは別に設置された専用集積場のこと。

■NPO

民間非営利団体。自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間の組織のこと。

■オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称。

■温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。産業革命以降、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、温室効果が加速されている。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン3ガス（ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄）が削減対象の温室効果ガスと定められた。

か行

■開発行為

都市計画法でいう開発行為とは、主として建築物の建築、また特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

■環境負荷

人間の活動によって引き起こされる、環境に与える負担のこと。

■緩和ケア

身体的な苦痛や気持ちのつらさなど、その人の苦痛を少しでも和らげるためのサポー



トを行い、その人らしい生活を送れるようにするためのケア。患者の治療の開始から患者の死別した後の家族へのケアも含む。

■基幹病院

救急医療をはじめ地域医療の要となる医療機能を確保した病院のこと。

■既存ストック

既に整備されている公共資本。

■旧市街地

古くから市街地を形成してきた地域。

■共助

自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。自分たちの地域は自分たちで守るということ。

■京都議定書

平成9年(1997年)に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択された議定書。先進各国等の温室効果ガスの排出量について、法的拘束力のある数値約束が決定された。また、国際的に協調して目標を達成するために、温室効果ガスの排出量取引等の仕組みが合意された。

■近代化産業遺産

わが国の産業の近代化に大きく貢献したもののについて経済産業省が認定するもの。本市では、四日市港にある「潮吹き防波堤」と「末広橋梁」が、国の近代化産業遺産として平成21年2月23日に認定された。

■公共資本

公立病院、市立図書館、公園など公共事業によって供給される施設。

■交通弱者

車の運転ができない人や、高齢者や障害者、子どもなどの移動手段を持たない人。

■高付加価値型産業

高度な技術や高品質の商品など、付加価値の高い産業。

■国際ゲートウェイ

国際的な拠点となる港湾、空港。

■国際産業ハブ港

名古屋港とともに、コンテナ貨物のみならず、バルク貨物、完成自動車も含めた総合港湾として、アジアの成長を取り込み、我が国の経済と産業の成長を牽引する「国際産業ハブ港」の実現を目指している。

■コミュニティスクール

保護者や地域住民等が一定の責任を持って学校運営へ参画することにより、学校・家庭・地域が一体となって、よりよい学校づくりの実現に取り組むことをねらいとする制度。平成16年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により「コミュニティ・スクール」(学校運営協議会制度)が法定制度となり、学校運営協議会委員は、教職員の採用・任用について任命権者に意見を述べるができるようになった。本市では、任命権者に教職員の採用・任用等に意見を述べる権限を付与せず、校長に述べることとしているなど、国の制度と異なる部分があることから、「四日市版コミュニティスクール」と名づけ、「学

校づくり協力者会議」のより進んだ形態の組織として位置づけている。

■コミュニティバス

交通不便地区や高齢者等の日常行動を支援するために、小回りのきく小型バスを用いてきめ細かなサービスを行う地域密着型のバスのこと。

■コンテナ化

昭和40年代に入ってまもなく、従来の海上輸送方式の考え方を打ち破る輸送方式として、海上コンテナがはなばなしく登場し、四日市港では昭和44年8月に本港に羊毛を運ぶ豪州航路がコンテナ化されることになり、この受け入れのため四日市地区の第3埠頭に暫定コンテナ基地を整備したことにより始まる。その後、専用コンテナ埠頭、公共コンテナ埠頭が整備され、現在に至っている。

■コンテナターミナル施設

コンテナ運送方式における海上輸送と陸上輸送の接点であり、港頭に位置し本船荷役はもちろん、コンテナの蔵置、コンテナ並びにコンテナ荷物の授受、これに要する各種荷役機械の管理等をつかさどる一連の施設をもった地域をいう。

■コンパクトシティ

都市の無秩序な拡散を防止し、「住む」「働く」「集う」など、様々な諸活動を中心市街地や拠点駅周辺に集積させ、移動そのものの需要抑制等により、環境負荷を低減し、誰もが暮らしやすい活力ある都市を目指そうとする考え方。

■コンパクトなまちづくり

市街地を拡大せずに既存の市街地を有効に活用して、歩いて暮らせる環境や職住近接など効率的なまちづくりを図っていくこと。

さ行

■災害時要援護者

災害発生時に、自力での迅速な避難が困難な人。環境の変化への対応が難しい場合が多く、災害発生時にはその人の状態に応じた配慮や支援が必要となる。

■在宅介護支援センター

高齢者とその家族に対して、介護保険や介護保険以外のサービスを総合的に紹介・調整する身近な相談窓口。平成12年の介護保険制度創設前から整備に取り組み、本市の福祉政策の基軸となっている。

■産業観光

歴史的価値のある過去の産業文化財から現在稼働中の生産現場や地域の製品・産物まで、地域のあらゆる産業を対象とした観光の新しい取り組み。単なる産業遺産や工場の見学、工芸品や農業の体験に留まらず、これらの見学や体験を通じて、その地域の成り立ち・生活・文化を感じてもらうことが期待されている。

■COD（化学的酸素要求量） [Chemical Oxygen Demand]

水の汚れを示す指標のひとつ。水に含まれる汚濁物質を化学的に酸化させるのに必要な酸素の量であり、数値が高いほど汚濁が大きいことを示す。



■シーバース

港の沖合にタンカーを係留し、海底パイプラインを経由して、貨物の積み揚げを行う沖合係留施設。

■試作サポーター四日市

市の機械関連の製造業者が集まり設立。企業から依頼された試作品作りに共同で取り組んでいる。

■自主防災組織

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織。日頃から災害に備えた様々な取り組みを実践するとともに、災害時には、被害を最小限に食い止めるための活動を行う。

■自助

自分の命は自分で守るということ。また、非常食や飲料水等の備えを自ら行うこと。

■シティセールス

「まち (CITY)」を「売る (SALES)」、つまり、「都市を売り込む」こと。自治体が都市の特色や魅力などを宣伝し、売り込むことによって、知名度やイメージを上げていくこと。

■姉妹都市

親善と文化交流を目的として特別に提携をした二国間の都市。友好都市ともいう。本市は、昭和 38 (1963) 年に米国ロングビーチ市と姉妹都市提携を結んでいる。

■市民農園

都市の住民が、自家消費用野菜や花の栽培

などの目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。

■市民緑地制度

里山など民有緑地の保全と創出を図るため、地方公共団体などが、民有地の土地所有者と契約を結び、地域団体との協働により民有緑地の整備と維持管理を図り、一定期間その緑地を地域住民に公開する制度。

■渋滞ネック箇所

道路交通における渋滞箇所、主に市街地内の一般道路では、渋滞長 1000m 以上または通過時間 10 分以上の箇所をいう。

■集落営農組織

集落など地縁的にまとまりのある地域内の農業者が、一定の合意の下で、農業生産の一部あるいは全部を共同で取り組む組織のこと。例えば、転作田の団地化など地域内の土地利用調整を行ったり、機械の共同所有・共同利用による農業生産を行うなど、地域の実情に応じた様々な取組がなされる。

■循環型社会

廃棄物の発生を出来るだけ抑制し、廃棄物のうち有効なものを資源として再利用し、天然資源の消費をできる限り少なくして環境への負荷を出来る限り抑えた社会。

■障害者相談支援センター

障害のある方々が地域で安心して日常生活や社会生活が送れるよう、総合的な相談支援を行う。本市においては、全市域を対象としており、4 カ所の障害者相談支援センターで相談・支援に応じている。

■障害者手帳保持者

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を保持している者のこと。

■親水空間

海岸や河川、湖などで水と親しめる空間。水とふれあうことができる空間や水辺の散歩みちなど。

■水源の涵養

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を防止するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。

■3R

Reduce（発生抑制（リデュース））、Reuse（リユース（再使用））、Recycle（リサイクル（再資源化））を指す。リデュースは、必要のないものは買わない、使い捨てのものなどゴミになりそうなものは使用しないなどごみの発生を抑制すること。リユースは、いらなくなったものを修理したりして、もう一度使うこと。リサイクルは、いらなくなったものを分別して集め資源として再利用すること。一般的なものは、新聞紙・ペットボトル、空き缶などのリサイクルである。

■生活習慣病

日頃の好ましくない生活習慣によってひきおこされる病気の総称。

■生活バスよっかいち

NPO 法人生活バス四日市によって運営されるコミュニティバス。従来の公共交通運営の仕組みとは異なり、地域住民が主体となり、地域企業等の協力（パートナーシップ）

を得ながら、地域が求める公共交通を企画・運営している。

■成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など精神的な障害があるため判断能力が不十分な人が、不利益を被らないよう、後見人等が契約等を行う制度。

■生物多様性

生命の豊かさを包括的に表した広い概念で、その保全は、食料や薬品などの生物資源のみならず、人間が生存していく上で不可欠の生存基盤としても重要である。反面、人間活動の拡大とともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題のひとつとなっている。

■操業環境

製造業をはじめとする事業所が立地する所の周辺の環境。

■総合型地域スポーツクラブ

「総合型」とは、3つの多様性（種目の多様性、世代や年齢の多様性、技術レベルの多様性）を包含していることを指す。総合型地域スポーツクラブは、こうした多様性を持ち、日常的に生活の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民個々のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブであり、運動・スポーツをする側だけでなく、指導する側、運営する側と、いろいろな関わり方を持ち、性別、世代を超えて、クラブを中心に人と人とが豊かにつながり合う、地域の新しいコミュニティである。



た 行

■多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に支え合って暮らせる社会。

■段差のない教育

小1 プロブレム（入学したばかりの児童が「集団行動が取れない」、「授業中に座っていない」などの状態が数ヶ月間継続する現象）や中1 ギャップ（中学校に進んだ生徒が、小学校との環境の違いになじまず、不登校等が急増する現象）といった問題に目を向け、子どもの成長や発達に応じた指導方法の工夫や体制の整備を図り、学びや育ちの連続性を大切に教育を進めること。

■男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされている。

■地域医療体制

地域住民が住み慣れた地域で必要な医療が受けられるよう、医療体制、地域の保健福祉・行政機関・住民・企業などが連携して取り組む総合的な医療体制。

■地域福祉権利擁護事業

認知症の症状が出始めた高齢者など、判断

能力が不十分な人に、適切な福祉サービスの利用を援助したり、日常生活での金銭管理等を支援する事業。

■地域包括支援センター

地域住民の健康の維持、福祉の向上のための必要な援助・支援を包括的に担う、地域の中核機関。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師の3職種のスタッフにより、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護を行う。

■地域防災力

個人あるいは地域自身が持っている災害に対処できる能力のこと。地域防災力の向上のためには、防災活動のリーダーの育成、消防団・自主防災組織の充実、地域の安全性の点検、企業の防災活動を推進することなどの対策が必要となる。

■地産地消

「地域生産-地域消費」の略語で、地域で生産された産物をその地域で消費するという考え方により行われている取組み。

■知的障害児通園施設

知的障害のある児童を日々保護者の下から通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設。

■超高齢社会

65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。

■DV（ドメスティックバイオレンス）

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となる

が、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

■低炭素社会

深刻化する地球環境問題の克服に貢献するために、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出が少ない社会を実現させること。

■透水性舗装

雨水浸透施設の一つ。透水性アスファルト、透水性平板、透水性ブロックなどの空隙を有する透水性の材料で作られたもので、本体およびその目地を通して雨水を地表面より地中に浸透させる施設をいう。雨水浸透施設は、降った雨水を地中にしみ込ませ地下水とし、できるだけ下水道や河川に直接流さないための施設。

■同和問題

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなどしている我が国固有の人権問題。

■特定健診

生活習慣病予防のため平成 20 年度から始まった。市町村の国民健康保険や健保組合などが実施する。心筋梗塞や脳梗塞などのリスクが高まるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目している。健診結果により、必要な人は食事や運動などについての指導を受ける。

な行

■認可外保育所

保育施設は、「認可保育所」と「認可外保育所」とに分類される。「認可保育所」とは、児童福祉法第 35 条第 3 項に基づき区市町村が設置を届け出た、または同条第 4 項に基づき、民間事業者等が都道府県知事の認可を受け設置した児童福祉施設。「認可外保育施設」とは、「認可保育所」以外の子どもを預かる施設（保育者の自宅で行うもの、少人数のものも含む。）の総称。

■農業法人

農業を営む法人の総称。制度上、会社の形態をとる会社法人、組合の形態をとる農事組合法人の 2 種類がある。

は行

■発達障害

脳の機能的な問題が原因で起こるもので、初期の発達過程が阻害され、言葉、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態。

■ばら荷（バルク）

穀物、鉱石、油類、木材などのように、貨物がそのまま包装されずに船積みされるものをいう。最近では、コンテナ化できない貨物全般をいう場合が多い。これらのばら荷を輸送するには、ほとんどが専用船によって行っている。バルクカーゴ（Bulk Cargo）と呼んでいる。

■バリアフリー

建築設計において、段差や仕切りをなくするなど高齢者や障害者に配慮をすること。広



義では、高齢者や障害者などが社会生活を営む上でのさまざまな障壁（バリア）が除去された状態をいう。

■PM2.5

直径が2.5μm（マイクロメートル、1μm=1000分の1ミリメートル）以下の微小粒子状物質。以前は、直径が10μm以下の浮遊粒子状物質（SPM）について、環境基準が設定されていたが、PM2.5についても新たに環境基準が設定された。PM2.5は、気管支炎など、呼吸器への健康影響があると考えられている。

■BOD（生物化学的酸素要求量）

[Biochemical Oxygen Demand]

水の汚れを示す指標のひとつ。水中の微生物が水に含まれる汚濁物質を分解する際に消費される酸素量であり、数値が高いほど汚濁が大きいことを示す。

■美化ボランティア

道路・河川・海岸のゴミ拾いや草刈り、花植えなどの美化活動をボランティアで行う個人や団体。

■病診連携

病院と診療所（かかりつけ医）が患者の症状に応じて、役割や機能を分担しながら治療にあたる仕組み。

■プロモーション活動

製品やサービスに対する意識や関心を高め、購買を促進する活動。

■分区

臨港地区には、分区（商港区、工業港区、漁港区、特殊物資港区等）を指定すること

ができる。その区域において一定の目的を著しく阻害する構築物の建設などを制限することによって、その区域の港湾に関する利用の増進をはかることにより、各分区がそれぞれの機能に特化し、効率のよい港湾活動を実現するため指定される。

■防災資機材

災害時に必要となる機器や器具などをいう。人命救助や医療活動に使用する機材や、炊き出し・給水等に利用する機材など。

■防災リーダー

災害時に必要な調整や誘導などを行う、地域の自主防災活動の中心となる人。本市では、防災リーダーを育てるために、防災リーダー養成講座（四日市市防災大学）を開催している。

■訪問看護ステーション

訪問看護師等が療養生活を送っている人の自宅を訪問し、本人や家族の意思やライフスタイルを尊重して、生活の質が向上できるよう、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスを提供する事業所。

ま 行

■マッチング機能

需要側と供給側を引き合わせる。本計画では、地域福祉の場面において貢献したいと考えている方と支援を必要とする方を引き合わせる。また、市民活動の場面において市民活動と人材を繋げることを指している。

■見守りネットワーク

本計画では、関係機関による高齢者の見守りに関する用語として使用している。本市では、平成19年4月に発足された「四日市市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を更に強化した「四日市市高齢者みまもりネットワーク会議」を平成21年10月に発足し、様々な関係機関が連携しながら高齢者を総合的な視点で見守る体制づくりを進めている。

■モータリゼーション

市民が使用する乗用車による生活形態とトラック等の貨物自動車による流通形態を含めた総称。

や行

■友好都市

親善と文化交流を目的として特別に提携をした二国間の都市。姉妹都市ともいう。本市は、昭和55(1980)年に中国天津市と友好都市提携を結んでいる。

■ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

■要介護・要支援認定者

要介護・要支援認定を受けた人を指す。介護保険のサービスを利用するには、要介護・要支援認定を受ける必要があり、認定調査と主治医の意見書をもとに介護認定審

査会で認定を行う。要支援1・2の認定を受けた人は介護予防サービスを、要介護1~5までの認定を受けた人は介護サービスを利用できる。

ら行

■ライフライン企業

電気、水道、ガス等の生活に必須なインフラ設備を供給する企業。被災時には、電気、水道、ガス等のインフラの早期復旧、また輸送のための交通ルートの確保が必要となるため、大規模な被害に備えて日ごろよりライフライン企業等と連携・協働を図る必要がある。

■臨床心理士

文部科学省認可の財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格、およびその有資格者のこと。臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の「こころ」の問題に対し相談や支援を行う。

わ行

■ワンストップ

1カ所で業種や管轄の異なった複数のサービス利用や手続きを完了できること。たとえば、1つの相談窓口で関連するさまざまな相談に対処できること。

四日市市総合計画

2011 年度 → 2020 年度

発行年月：平成 23 年 3 月

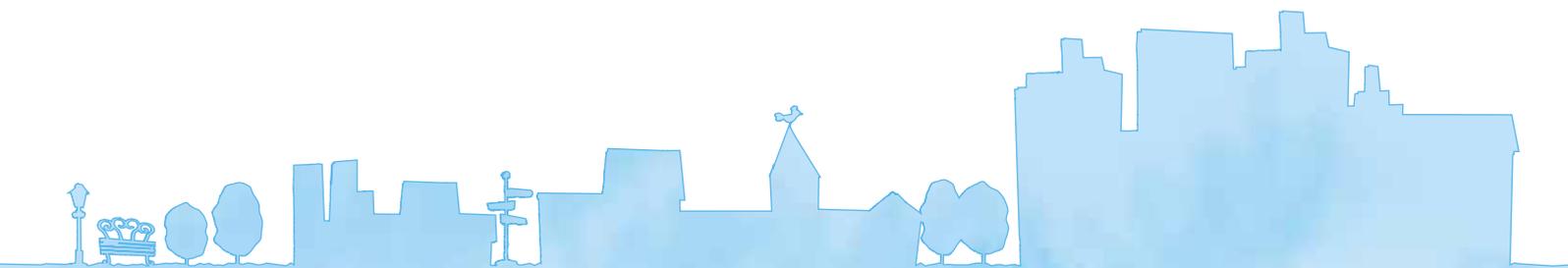
発行：四日市市

編集：四日市市政策推進部政策推進課

〒510-8601 四日市市諏訪町 1 番 5 号

TEL 059-354-8112

URL <http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/>



四日市市